

VI

諸 規 程

- 福岡大学学則
- 授業科目及び単位・時間数(学則第31条(表))
以上 新入生(令和6年度入学生)適用
- 福岡大学学科履修規程
年次別授業科目表(学科履修規程 第4条 別表)
- 福岡大学成績考查規程
- その他諸規程
 - 福岡大学における既修得単位等の取扱いに関する規程
 - 福岡大学法学部早期卒業に関する内規
 - 法学部法律学科の法律特修プログラムに関する内規
 - 法学部経営法学科の企業法務特修プログラムに関する内規
 - 福岡大学法学部における法科大学院の授業科目早期履修制度に関する申合せ
 - 福岡大学における単位互換等の取扱いに関する規程
 - 単位互換科目等の単位の認定を実施する学部・学科その他必要事項
 - 福岡大学転部・転科に関する規程
 - 福岡大学授業料その他諸納入金規程
 - 学費等納入金一覧表

福岡大学学則〔新入生(令和6年度入学生)適用〕

第1章 総 則

第1節 目 的

第1条 本学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条の規定に基づき、人文、法律、経済、商学、理学、工学、医学、薬学及びスポーツ科学に関する専門的研究及び教授を行い、学識深く教養高き人材を養成することを目的とする。

2 第2条第1項に定める各学部及び学科の人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) **人文学部**は、広範な一般教養を身に付けると同時に、すべての学問の基礎となる人文学諸分野の専門知識を修得し、他者との関係への配慮や自由と責任に基づく倫理観を備えた人間を育むことを教育理念とする。この理念に基づき、社会人として人間の精神と社会のあり方を多様な価値観の中で総合的に捉え、高度技術社会において人間の原点に立って行動できる人材を養成すること、及び外国語学習を通して異文化を理解し、日本と世界を結ぶコミュニケーション能力を持った国際人を養成することを目的とする。

文化学科は、「文化の多角的、総合的理解」という学習・教育理念のもと、文化に広い関心を持つ人材を受け入れる。1年次の必修科目を通じて基本的な知識と研究方法とを修得させ、2年次以降は一つの専門領域に偏ることのない学際的なカリキュラムを通じて文化の多角的、総合的理解を身に付けた人材を育成する。文化学科は、多様な価値観が共存し、複雑化してゆく時代にあって、固定観念にとらわれない、広い視野と柔軟な発想力とを持つ有為な人材を社会に送り出すことを目的とする。

歴史学科は、古代以来国際交流の窓口であったという、本学が位置する地域の特性を生かして、九州から日本史、世界史を見直す地域に根ざす視点と、九州を東アジア史、世界史の中に位置づける国際的な視点を併せ持つ教育と研究の推進を理念とする。少人数教育を徹底して行い、導入教育において大学生としての基本的能力を涵養するとともに、専門教育では、日本史、東洋史、西洋史、考古学の各分野において高い専門性を身に付けた人材の育成を目指す。また、専門分野の枠を超えた横断的な科目履修を通じて歴史を総合的に理解する能力を涵養し、もって、専門的な知識・教養と複眼的な思考力を兼ね備えた人材の養成を目的とする。

日本語日本文学科は、日本の文化や社会の根幹をなす日本語と、その結実たる日本文学を広く深く学び、それらを国際的視点に立って捉え直すことにより、豊かな教養と深い洞察力を備え、日本語の高度なコミュニケーション能力を身に付けた広い視野を持つ人間を育むことを教育理念とする。この理念に基づき、日本語日本文学への深い理解を基盤として国際化社会で活躍し得る人材、及び専門的知識によって地域社会に貢献し得る人材の養成を目的とする。

教育・臨床心理学科は、教育と臨床心理の二つの分野の統合による人への支援や援助、人間形成とそのケアに貢献し得る総合的、実践的な力量を備えた人間を育むことを理念とする。この理念に基づき、具体的には、メンタルヘルスやストレスマネジメント、自己啓発や生涯学習、キャリア発達等の諸課題に対して、教育学と臨床心理学の知識や技法を用いてアプローチし得る能力を実社会の多様な場面で発揮できる人材を養成することを目的とする。

英語学科は、国際化や異文化との共生がますます進む状況下にあって、異文化を理解し、これに順応するとともに、国際社会、地域社会における諸問題を解決するために他者と協力しながら貢献できる人材を育むことを教育理念とする。この理念に基づき、英語については、4技能（話す・聞く・書く・読む）をバランス良く身に付けるとともに、英語以外の言語とその文化に関する知識を修得している人材、及び学術的専門分野については、深い知識を持つとともに、情報の収集・分析・考察をし、その結果を発信する力を有する人材の養成を目的とする。

ドイツ語学科は、多角的なカリキュラムにおいて、ドイツ語によるコミュニケーション能力を培うとともに、ドイツをはじめとするドイツ語圏の国々の文化と社会、その思考方法と価値観を様々な側

面から理解するための充実した教育を実施することを目指す。すなわち、複眼的思考力を身に付けることにより、国際社会において文化の枠組みを越えて他者との関係を構築し、多様な価値観を顧慮しながら人間の原点に立って行動できる人材、及び深い学識を有し、異文化間の相互理解に貢献できる国際人を育成することを目的とする。

フランス語学科は、多角的なカリキュラムにおいて、フランス語によるコミュニケーション能力を培うとともに、フランスをはじめとするフランス語圏の国々の文化と社会、その思考方法と価値観を様々な側面から理解することを教育研究の目的とする。すなわち、複眼的思考力を身に付けることにより、国際社会において文化の枠組みを越えて他者との関係を構築し、多様な価値観を顧慮しながら人間の原点に立って行動できる人材、及び異文化間の相互理解に貢献できる広い教養と深い学識をそなえた国際人を養成することを目的とする。

東アジア地域言語学科は、確実な言語運用能力の習得を基礎とし、東アジアの社会や伝統、文化、地域事情を深く洞察することで、日本を含めた東アジアを足場とした広い視野と洞察力を併せ持つ人間を育むことを教育理念とする。この理念に基づき、東アジアで有用な各種の語学力とそれを用いた地域事情の知識を通して問題の発見と解決ができる人材、地域のバランス感覚に富んだ人材、他者を尊重し様々な問題にも柔軟に対応できる人材、そして卒業後その更新が可能な人材の養成を目的とする。

- (2) **法学部**は、法学（政治学を含む。）の学修及び研究を通じて、現代社会の諸問題に積極的に取り組み、地域社会、企業活動、公共分野及び国際社会に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、広範な一般教養を身に付け、法学の専門的知識及び法的思考力を有する人材を養成することを目的とする。

法律学科は、憲法・民法・政治学などの科目の基礎的知識の習得を前提とした上で、将来の目標に向けて必要な専門科目を効果的に履修することを可能にするため、法律総合コース、公共法務コース又は総合政策コースのいずれか一つを選択できるようにし、これらのコースの授業、演習等による教育研究を通じて、法的思考力及び政策的思考力を身に付け、法曹その他の法律専門職並びに公共分野、企業及び地域社会において指導的役割を担う人材を養成することを目的とする。

経営法学科は、民法などの私法系科目の基礎的知識の習得を前提とした上で、将来の目標に向けて必要な専門科目を効果的に履修することを可能にするため、企業法コース又は国際コースのいずれかを選択できるようにし、これらのコースの授業、演習等による教育研究を通じて、法的思考力並びに企業法制に関する専門的知識及び国際的視野を身に付け、企業、地域社会及び国際社会において指導的役割を担う人材を養成することを目的とする。

- (3) **経済学部**は、経済学的知の伝承と創造により、社会の調和ある発展と人類の福祉の向上に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、経済学における論理的思考力と実証的分析能力及び歴史的理解力を向上させ、経済学的知性と豊かな人間性、国際的な視野、旺盛な行動力によって社会の進歩と繁栄に貢献できる人材を養成することを目的とする。

経済学科は、伝統的な経済学の知識と経済学的思考方法の教育により、経済全般に対する理解力を有するゼネラリストを育成することを教育理念とする。この理念に基づき、今日の経済情勢と経済学の理論と応用、経済の歴史的発展に関する学習を通して、現代社会とその背後にあるメカニズムとダイナミクスに対する理解力と洞察力を養い、近世代を担う総合力ある経済人を養成することを目的とする。

産業経済学科は、学際的実学教育により、現実社会における問題の発見と原因究明を行い、その解決策を立案し実行できるスペシャリストを育成することを教育理念とする。この理念に基づき、経済学とその関連諸学の学習を通して論理的思考力と実証的分析力を高め、さらにフィールドスタディによって地域社会や企業経営に対する洞察力を養い、実践的な問題解決力を有する人材を養成することを目的とする。

- (4) **商学部**は、大きく変化する社会的・経済的環境のもとで、商学研究を深化させ、研究成果を社会に還元することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、商学の知識及び理論を身に付け、これらを活用して問題の発見・解決に当たる能力を持ち、他者と協働して企業、地域等の発展を担う人材を

養成することを目的とする。

商学科は、商学、特に流通・マーケティング、情報・サービス、交通、金融・保険、商業史の広範な分野の理論を学ぶことを通して、時代の変化を多面的な視点から考察し、実務に対応できる基礎力を身に付けることで、地域や社会の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

経営学科は、企業をはじめとする各種組織のマネジメントリーダー又は職業会計人として強い責任感を有し、問題発見及び問題解決の能力を持ち、協働して社会や組織の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

貿易学科は、世界情勢の変化に適応し、これを先取りできるビジネスマインドを持った国際教養人の養成を目指す。すなわち、様々な個人、団体、組織による国際的な活動の内容及びこれらのグローバルな関係を理解する能力を有するとともに、世界で活躍できる人材又は地域と世界をつなぐ能力を持った人材を養成することを目的とする。

(5) **商学部第二部商学科**は、勤労学生、社会人学生、シニア層等の多様な学生を教育の対象とすることから、商学部の教育研究の理念に加えて、リカレント教育や生涯教育の場を提供することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、商学の広範な内容について学ぶことを通して、地域社会を動かすリーダーシップを備えた人材を養成することを目的とする。

(6) **理学部**は、自然科学と数理科学に関する分野の探究を通して社会の健全な発展に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、既知の事実と理論を学びながら、自然現象や数理を幅広い視野から理解し、論理力、分析力、創造力を修得し、総合的な視野から知識の活用ができ、豊かな人間性、社会性及び国際性を兼ね備えた活力ある人材を養成することを目的とする。

応用数学科応用数学コース及び応用数学科社会数理・情報インスティテュートコースは、数学や情報数理の理論と応用を学ぶことを通して、論理的な分析力、思考力を養うことを教育の理念とする。この理念に基づき、探求心、向上心を持ち、柔軟な発想力、豊かな創造力のもと、数学を通して社会における諸問題を解決する力を備え、社会の健全な発展に寄与する人材を養成することを目的とする。

物理科学科は、物理学とそれに関連する分野の探究を通して社会の健全な発展に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、力学・電磁気学・波動・熱力学・量子力学などに代表される物理学と、それに関連する幅広い応用分野の既知の事実と理論を学びながら、物理現象を幅広い視野から理解し、論理力、分析力、創造力及び未知の現象を解明する力を修得し、総合的な視野から知識の活用ができ、豊かな人間性、社会性及び国際性を兼ね備えた活力ある人材を養成することを目的とする。

化学科は、化学の探求を通して社会の健全な発展に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、新たな機能性物質の開発を目指す物質化学の分野及び分子レベルでの生命現象の解明を目指す生命化学の分野において、化学的現象の摂理や物質の機能性発現の原理を種々の観点から理解し、化学の知識と技術を実社会で活用し、21世紀に国内外で活躍できる人材を養成することを目的とする。

地球圏科学科は、幅広い視野と知識から地球とそこに生息する生物に関する多様な現象・問題に対処できる能力を養い、健全な未来社会の発展に貢献することを教育研究の理念とする。その実現のために、自然科学の基礎となる数学、物理、化学、生物学及び地学を幅広く学び、さらに固体地球、大気、生物のいずれかを専門的に学ぶことにより、自然現象を幅広い視野から理解し、論理力、分析力、創造力及び未知の現象を解明する力を発揮し、国内外で活躍できる人材を養成することを目的とする。

(7) **工学部**は、良心に基づいた社会的責任感を有し、時代に即応した判断力と科学技術をもって社会の持続的発展に貢献する人材を養成することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、工学・技術に求められる豊かな創造性と実務に即した応用力を育成するために、十分な基礎学力に加えて深い専門の科学技術と、幅広い教養を修得させて調和のとれた人格の発達を促すことを目的とする。

機械工学科は、幅広い教養と高度な専門知識を備え、ものづくり（機械の創造）を通して、指導的立場から、実践的な応用力と豊かな創造性を発揮して、人類の幸福と社会の福祉に貢献できる技術者を養成することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、確実な観察力を備え、幅広い知識により問題を的確に分析し、解決に向かって果敢に行動できる技術者を育てることを人材育成の目的とする。

る。

電気工学科は、日々進歩する技術レベルに対応できる創造性及び課題の探求能力に優れ、かつ、コミュニケーション能力を有する人材の育成を教育研究の理念とする。この理念を達成するため、科学及び工学全般にわたる問題の理解力、判断力、解決力を養うことにより、情報・制御・環境などの分野を含めた広範囲にわたる基礎知識を修得し、社会的責務を果たすことのできる技術者を育てることを教育の目的とする。

電子情報工学科は、時代の要求に応じた新しい電子情報システムを構築することのできる技術者を養成することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、社会の変化を正しく理解するための教養と判断力、理性を備えた技術者を養成することを目的とする。専門分野においては、電子工学と情報工学の基礎を理解し、それらを応用して電子・情報工学の技術開発に寄与できる技術者を養成することを目的とする。

化学システム工学科は、化学技術者としての幅広い教養と健全な倫理観を身に付けるとともに、化学工学分野の知識を修得し、持続可能な社会の発展に貢献する人材を養成することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、基礎及び専門知識を修得し、それを問題解決に応用する能力、技術者として社会に対する責任を自覚する能力及び社会の進展に伴って自己変革する能力を有し、国内外での化学技術・環境技術に関連する広い分野で活躍できる柔軟な思考力と総合力を兼ね備えたエンジニアを養成することを目的とする。

社会デザイン工学科は、自然環境と調和した生活環境の創造に貢献する人材を養成することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、地球及び地域の環境問題を直視して自然と調和しながら地震や洪水などの災害に強い社会資本整備を行う建設技術者を養成する。さらに、強い責任感と倫理感を持って次世代に豊かな生活や文化を継承し続けられる社会デザインに取り組める人材を養成することを目的とする。

建築学科は、美しく、快適で、安全で、豊かな建築空間・都市空間を創造できる人材の育成を教育研究の理念とする。この理念に基づき、建築分野に要求される社会的・技術的ニーズに適切に応えられる建築技術者としての十分な基礎学力を身に付け、高度で実践的な専門性を獲得すると同時に、調和のとれた教養を有する人格を有し、社会において指導力を発揮して、幅広く活躍・貢献できる人材を養成することを目的とする。

- (8) **医学部**は、生命の尊厳に基づいた全人教育を基盤として、社会のニーズや医療・福祉・地域に貢献できる人間性豊かな医療専門職者（医師・看護師・保健師・養護教諭・医学及び医療研究者）を養成することを目的とする。

医学科は、生命の尊厳に基づいた全人教育を基盤として、人間性豊かな臨床医の育成、地域社会への医療奉仕、重点的総合研究体系の確立を教育研究の理念とする。この理念に沿って、豊かな人間性と指導力・協調性を備え、総合的臨床能力を発揮して広く社会の医療と福祉に貢献できる医師及び高度な知識と国際的・学際的視野を持ち医学の発展に貢献できる医学研究者を養成することを目的とする。

看護学科は、生命の尊厳に基づいた心豊かで総合的な人間教育を基盤として、創造的で国際的・学際的視野に立った論理的・倫理的な看護実践能力を育成し、看護学の発展及び地域・国際社会に貢献できる高い能力を有する看護専門職者を養成することを目的とする。

- (9) **薬学部薬学科**は、医薬品の開発や安全使用に関する基礎的、臨床的先端研究の推進をもって国民の健康と福祉に貢献することを教育研究の理念とする。この理念に基づき、医療技術の高度化、医薬分業の進展に伴う医薬品の安全使用及び医療の担い手としての質の高い薬剤師の育成という社会的要請に応えるため、基礎科学の総合を基盤としながら、医療人としての使命感と倫理観を十分に理解し、高度な薬学の知識を身に付け、臨床に係る高い実践的な能力を備えた薬剤師、並びに教育・研究者を養成することを目的とする。

- (10) **スポーツ科学部**は、スポーツ・運動に関する人文科学、社会科学、自然科学及び各分野を融合した総合科学的研究を深め、それによって得られた知識を実践に生かすことを教育研究の理念とする。この理念に基づき、スポーツ界、教育界、産業界、官界、地域社会、医療分野等において、貢献し得る

優秀な人材を養成することを目的とする。

スポーツ科学科は、スポーツ競技力や運動能力の向上を目指したスポーツ医科学分野の知識を有し、スポーツ界、教育界、産業界、官界等において、スポーツ医科学の知識に基づいた適切なスポーツの実践と論理的指導ができる人材を中心に、科学的トレーニング法のみならず、施設や用具等の開発、スポーツイベント等の企画・運営を含めたスポーツマネジメント等ができる人材も養成することを目的とする。

健康運動科学科は、健康運動やレクリエーション活動による心身の健康の回復、保持、増進を目指した医科学分野の知識を有し、地域社会、教育界、産業界、医療分野等において、創造的・実践的な指導を行うことができる人材を中心に、企業や地域及び医療とも連携した健康づくりマネジメント等ができる人材も養成することを目的とする。

第1条の2 本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検・評価に関する規程は、別に定める。

第1条の3 本学は、組織的かつ継続的な教育内容、教育方法等の改善を実施するものとする。

第2節 組 織 等

第2条 本学に人文学部、法学部、経済学部、商学部、商学部第二部、理学部、工学部、医学部、薬学部及びスポーツ科学部を置く。

2 人文学部に文化学科、歴史学科、日本語日本文学科、教育・臨床心理学科、英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科及び東アジア地域言語学科、法学部に法律学科及び経営法学科、経済学部には経済学科及び産業経済学科、商学部には商学科、経営学科及び貿易学科、商学部第二部に商学科、理学部に応用数学科、物理科学科、化学科及び地球圏科学科、工学部に機械工学科、電気工学科、電子情報工学科、化学システム工学科、社会デザイン工学科及び建築学科、医学部に医学科及び看護学科、薬学部には薬学科、スポーツ科学部にスポーツ科学科及び健康運動科学科を置く。

第3条 本学に大学院を置く。

2 大学院学則は、別にこれを定める。

第4条 本学に次の附属学校を置く。

- (1) 福岡大学附属大濠高等学校
- (2) 福岡大学附属若葉高等学校
- (3) 福岡大学附属大濠中学校

2 附属学校に関する規程は、別にこれを定める。

第5条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めあるもののほか、別に定めるところによる。

第6条 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会の構成員、審議事項その他教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 本学に本学の運営及び教学に関する重要事項を審議するため、大学協議会を置く。

2 大学協議会の構成員、審議事項その他大学協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第8条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別にこれを定める。

第9条 本学に研究推進部を置く。

2 研究推進部に関する規程は、別にこれを定める。

第10条 本学の医学部に附属病院を置く。

2 附属病院に関する規程は、別にこれを定める。

第11条 本学に留学生別科を置く。

2 留学生別科に関する規程は、別にこれを定める。

第11条の2 学長は、本学の教育研究に関する重要な事項について、教授会等の審議を経て、最終的な決定を行う。

第2章 履 修

第1節 修業年限、学年、学期及び休業日

第12条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科及び薬学部については、6年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、医学部医学科及び薬学部については、12年を超えて在学することができない。

3 前項の規定のほか、医学部医学科及び薬学部にあつては、同一学年に在学できる年数は2年を限度とする。ただし、医学部医学科にあつて、同一学年に2年在学した後に退学し又は除籍された者が、退学し又は除籍された学年への再入学を許可された場合には、再入学を許可された学年に限り、さらに1年を限度として在学することができる。

第12条の2 第49条に基づく科目等履修生が本学における授業科目の単位を修得し、その後に本学に入学した場合、教授会は、第34条の4の規定により本学における授業科目の単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときに、その単位数等に応じて、相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

2 前項の規定は、第49条に基づく科目等履修生が本学において第33条第2項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目を修了した場合に、これを準用する。

3 前2項の規定は、再入学の場合に、これを準用する。

第13条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 学年を2期に分け、学年の始めから9月13日までを前期とし、9月14日から学年の終わりまでを後期とする。

第15条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 8月4日から9月13日まで

(5) 冬季休業 12月27日から翌年1月4日まで

2 学長は、教授会の議を経て前項に定める休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるほか、学長は特に必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項に定める休業日であっても、教授会が教育上必要と認める場合には、学長は、教務委員会の議を経て、授業を行うことを決定することができる。

第2節 定員、入学、転入学、編入学、転部・転科、留学、休学、退学、除籍、復学及び再入学

第16条 入学を許可する時期は、学年の始めとする。

第17条 本学の学部及び学科の入学定員及び収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	入学定員 (人)	収容定員 (人)
人 文 学 部	文 化 学 科	100	400
	歴 史 学 科	70	280
	日 本 語 日 本 文 学 科	70	280
	教 育 ・ 臨 床 心 理 学 科	110	440
	英 語 学 科	90	360
	ド イ ツ 語 学 科	50	200
	フ ラ ン ス 語 学 科	50	200
	東 ア ジ ア 地 域 言 語 学 科	65	260
	計	605	2,420
法 学 部	法 律 学 科	430	1,720
	経 営 法 学 科	200	800
	計	630	2,520
経 済 学 部	経 済 学 科	460	1,840
	産 業 経 済 学 科	200	800
	計	660	2,640
商 学 部	商 学 科	245	980
	経 営 学 科	240	960
	貿 易 学 科	180	720
	計	665	2,660
商学部第二部	商 学 科	165	660
理 学 部	応 用 数 学 科	65	260
	物 理 科 学 科	60	240
	化 学 科	65	260
	地 球 圏 科 学 科	60	240
	計	250	1,000
工 学 部	機 械 工 学 科	110	440
	電 気 工 学 科	110	440
	電 子 情 報 工 学 科	150	600
	化 学 シ ス テ ム 工 学 科	110	440
	社 会 デ ザ イン 工 学 科	110	440
	建 築 学 科	110	440
	計	700	2,800
医 学 部	医 学 科	110	660
	看 護 学 科	110	440
	計	220	1,100
薬 学 部	薬 学 科	230	1,380
スポーツ科学部	ス ポ ー ツ 科 学 科	225	900
	健 康 運 動 科 学 科	70	280
	計	295	1,180
合 計		4,420	18,360

第18条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 入学願書提出の年の3月末日までに前項の資格を得る見込みの者は、当該学校長の提出する調査書又はその資格を証明する書類を添えて出願することができる。

第19条 入学を志願する者は、本学所定の入学願書及び入学試験に必要な提出書類に別表Iの(1)に定める入学検定料を添えて所定の期日までに学長に提出しなければならない。

2 既に納入した入学検定料は、これを返還しない。

第20条 入学志願者については、選考の上、合格者を決定する。

第21条 合格の通知を受けた者は、本学の承認する保証人連署の入学誓書及び所定の書類に授業料等納入金（新生にあつては入学金及び第1期分の納入金）を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。ただし、本学の留学生別科を修了し入学する者の入学金については、留学生別科入学時の入学金相当額を免除する。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 正当な理由なくして第1項の手続を怠る者は、入学を許可しない。

4 入学手続完了後において、やむを得ず入学を辞退する場合、別に定める期日までに入学辞退届を学長に提出し受理された者に限り、入学金以外の授業料等納入金を返還することができる。

第22条 本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は、転入学を許可することがある。

2 本学に転入学することができる者は、他の大学に2年以上在学し、本学の定める単位数を修得している者とする。

3 転入学の時期は、学年始又は学期始とし、本人の既修の授業科目及び単位・時間数並びに在学年数については、その一部又は全部を本学において認定し、今後履修すべき授業科目及び単位・時間数並びに在学年数を決定する。

第23条 本学に編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は、編入学を許可することがある。

2 本学に編入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学士の学位を有する者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者

3 編入学の時期並びに履修すべき授業科目、単位・時間数及び在学年限については、前条の規定に準ずる。

第23条の2 学生が他の学部転部を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は、転部を許可することがある。

2 学生が当該学部の他学科に転科を志願するときは、欠員のある場合に限り、選考の上、学長は、転科を許可することがある。

3 転部・転科に関する規程は、別に定める。

第24条 学生が他の大学に転学又は受験しようとするときは、学長に届け出るものとする。

第24条の2 学生が外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、学長は教授会の議を経てこれを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、本学の修業年限に算入することができる。

3 留学に関し必要な事項については、別に定める。

第25条 学生が病気その他のやむを得ない理由で長期にわたり欠席しようとするときは、保証人連署をもって、所定の期日までに学長に届け出て、休学することができる。ただし、入学年度の前期については、原則として休学することができない。

2 休学の1期間は、当該年度内の前期、後期又は1年間とする。ただし、医学部医学科及び薬学部は、原則として当該年度1年間とする。

3 休学の開始の時期は、前期又は後期の始めとする。

4 休学は、通算して4年を超えることができない。

5 休学期間は、在学期間に算入しない。

第26条 学生が結核性その他感染性の疾患により療養の必要ありと認められるときは、学長は、教授会の議を経て、これに休学を命ずることがある。

第27条 休学している者は、休学期間満了までに復学、休学又は退学のいずれかの所定の手続をしなければならない。

第27条の2 休学している者が復学をしようとするときは、保証人連署をもって、所定の期日までに学長に届け出て、復学することができる。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

第28条 学生が退学しようとするときは、その理由を具し、保証人連署をもって、学長に届け出るものとする。ただし、疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

第29条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して除籍を行う。

- (1) 第42条の定めるところにより、授業料等納入金を納入しない者
- (2) 成績不振等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなく、出席が常でない者
- (4) 死亡した者
- (5) 休学期間満了時に、正当な理由がなく復学、休学又は退学のいずれの手続も行わない者

第30条 退学した者が再入学を願い出たときは、学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 再入学を願い出た者には、必要に応じて学力検査、面接を行う。

3 前2項の規定は、除籍された者が再入学を願い出た場合に、これを準用する。

4 前3項に基づく再入学の取扱いについては、別にこれを定める。

第3節 教育課程

第31条 学部・学科の授業科目及び単位・時間数は、次の表に掲げるとおりとする。

(※印は必修科目、△印及び▲印は選択必修科目とする。)

学部・学科授業科目等については p. 155～156に掲載

2 前項に掲げる授業科目のほかに学部留学生の授業科目として日本語（8単位）を置く。

3 第1項のほかに自由履修単位として換算できる授業科目は、次のうちから学部が指定するものとする。

- (1) 共通教育科目又は専門教育科目のうち、卒業に必要な単位数を超えて修得した科目
- (2) 関連教育科目
- (3) その他、教授会が適当と認める科目

4 第1項及び第2項に掲げる授業科目のほかに随意科目を設けることができる。随意科目については別に定め、卒業に必要な単位数に算入しない。

5 第1項、第2項及び第4項に掲げる授業科目のほかに、人文学部、工学部及びスポーツ科学部にあっては大学院授業科目を、法学部にあっては法科大学院授業科目を設けることができる。大学院及び法科大学院授業科目については別に定め、卒業に必要な単位数に算入しない。

第32条 各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の各基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業演習、卒業計画等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

第32条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により

行うものとする。

- 2 各学部が教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第33条 学生は、福岡大学学科履修規程（以下「学科履修規程」という。）第4条の定めるところにより授業科目を履修し、次条に定める単位数を修得しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科において修得すべき専門教育科目の単位の修得については、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。
- 3 前2項の規定により修得すべき単位数のうち、前条第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位（教授会において、前項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目の授業時間数に相当すると認められた単位数を含む。）を超えないものとする。

第34条 **人文学部各学科**の学生が修得しなければならない単位数は、次のとおりとする。

- (1) **文化学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計24単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語8単位以上、計16単位以上、保健体育科目として4単位、単位互換科目を含め合計44単位以上、専門教育科目については、必修科目20単位、選択必修科目及び選択科目から計52単位以上（選択必修科目8単位以上及び選択科目36単位以上を含む。）、合計72単位以上、自由履修単位については12単位以上、総計128単位以上修得しなければならない。
- (2) **歴史学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語8単位以上、計16単位以上、保健体育科目として4単位、単位互換科目を含め合計40単位以上、専門教育科目については、必修科目16単位、選択必修科目40単位以上、選択科目20単位以上、計76単位以上、自由履修単位については12単位以上、総計128単位以上修得しなければならない。
- (3) **日本語日本文学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語8単位以上、計16単位以上、保健体育科目として4単位、単位互換科目を含め合計40単位以上、専門教育科目については、必修科目24単位、選択必修科目24単位以上、選択科目28単位以上、計76単位以上、自由履修単位については12単位以上、総計128単位以上修得しなければならない。
- (4) **教育・臨床心理学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語8単位以上、計16単位以上、保健体育科目として4単位、単位互換科目を含め合計40単位以上、専門教育科目については、必修科目24単位、選択必修科目12単位以上、選択科目30単位以上、計66単位以上、自由履修単位については22単位以上、総計128単位以上修得しなければならない。
- (5) **英語学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語8単位以上、計16単位以上、保健体育科目として4単位、単位互換科目を含め合計40単位以上、専門教育科目については、必修科目40単位、選択必修科目8単位以上、選択科目28単位以上、計76単位以上、自由履修単位については12単位以上、総計128単位以上修得しなければならない。
- (6) **ドイツ語学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位、第2外国語8単位以上、計16単位以上、保健体育科目として4単位、単位互換科目を含め合計40単位以上、専門教育科目については、ドイツ語圏コースの学生は必修科目24単位、選択必修科目24単位以上、選択科目16単位以上、計64単位以上、ヨーロッパ特別コースの学生は必修科目32単位、選択必修科目22単位以上、選択科目14単位以上、計68単位以上、自由履

修単位については、ドイツ語圏コースの学生は20単位以上、ヨーロッパ特別コースの学生は16単位以上、総計124単位以上修得しなければならない。

- (7) **フランス語学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位、第2外国語8単位以上、計16単位以上、保健体育科目として4単位、単位互換科目を含め合計40単位以上、専門教育科目については、フランス語圏コースの学生は必修科目24単位、選択必修科目24単位以上、選択科目16単位以上、計64単位以上、ヨーロッパ特別コースの学生は必修科目32単位、選択必修科目22単位以上、選択科目14単位以上、計68単位以上、自由履修単位については、フランス語圏コースの学生は20単位以上、ヨーロッパ特別コースの学生は16単位以上、総計124単位以上修得しなければならない。
- (8) **東アジア地域言語学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として16単位以上、保健体育科目として4単位、単位互換科目を含め合計40単位以上、専門教育科目については、必修科目6単位、選択必修科目34単位、選択科目20単位以上、計60単位以上、自由履修単位については28単位以上、総計128単位以上修得しなければならない。
- 2 **法学部**の学生は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上（なお、第2外国語4単位以上を修得しない者は総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目から4単位以上）、保健体育科目として4単位、専門教育科目については、学科別の規定に従い72単位以上、自由履修単位については24単位以上、総計124単位以上を修得しなければならない。
- 3 **経済学部各学科**の学生が修得しなければならない単位数は、次のとおりとする。
 - (1) **経済学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、自然科学分野から6単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、保健体育科目として4単位、専門教育科目については計76単位以上、自由履修単位については計20単位以上、総計128単位以上を修得しなければならない。
 - (2) **産業経済学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、自然科学分野から6単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、保健体育科目として4単位、専門教育科目については計66単位以上、自由履修単位については計30単位以上、総計128単位以上を修得しなければならない。
- 4 **商学部**の学生は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上（なお、第2外国語4単位以上を修得しない者は総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目から4単位以上）、保健体育科目として4単位、専門教育科目については、学科別の規定に従い72単位以上、自由履修単位については20単位以上、総計128単位以上を修得しなければならない。
- 5 **商学部第二部**の学生は、共通教育科目については、総合教養科目として20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上（なお、第2外国語4単位以上を修得しない者は総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目から4単位以上）、保健体育科目として3単位以上、専門教育科目については、商学部第二部の規定に従い60単位以上、自由履修単位については29単位以上、総計124単位以上を修得しなければならない。
- 6 **理学部各学科**の学生が修得しなければならない単位数は、次のとおりとする。
 - (1) **応用数学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ6単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位以上、単位互換科目を含め合計34単位以上、専門教育科目については、学科履修規程に従い

応用数学コースの学生は必修科目31単位、選択必修科目31単位以上、合計82単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は必修科目33単位、選択必修科目28単位以上、合計82単位以上、自由履修単位については両コースとも12単位以上、総計128単位以上を修得しなければならない。

- (2) **物理科学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ6単位以上、自然科学分野から4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位以上、単位互換科目を含め合計34単位以上、専門教育科目については、学科履修規程に従い必修科目34単位、必修実験科目10単位、選択必修科目20単位以上、選択科目22単位以上、合計86単位以上、自由履修単位については、8単位以上、総計128単位以上を修得しなければならない。
- (3) **化学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ6単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位以上、単位互換科目を含め合計34単位以上、専門教育科目については、学科履修規程に従い必修科目30単位、選択必修科目24単位以上、選択必修実験・実習科目18単位以上、選択科目12単位以上、合計84単位以上、自由履修単位については、10単位以上、総計128単位以上を修得しなければならない。
- (4) **地球圏科学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ6単位以上、自然科学分野から4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位以上、単位互換科目を含め合計34単位以上、専門教育科目については、学科履修規程に従い必修科目16単位、選択必修科目(A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目)8単位以上、選択科目60単位以上、合計84単位以上、自由履修単位については10単位以上、総計128単位以上を修得しなければならない。

7 **工学部各学科**の学生が修得しなければならない単位数は、次のとおりとする。ただし、共通教育科目の単位互換科目については、その修得単位を卒業及び学科履修規程第6条の6に規定する必要な修得単位数に算入しない。

- (1) **機械工学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、自然科学、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計12単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位、合計26単位以上、工学共通科目については、計24単位以上（必修科目18単位、選択科目6単位以上）、専門教育科目については、計80単位以上（必修科目39単位、選択科目41単位以上）、総計130単位以上を修得しなければならない。
- (2) **電気工学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、自然科学、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計12単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位、合計26単位以上、工学共通科目については、計20単位以上（必修科目14単位、選択科目6単位以上）、専門教育科目については、計84単位以上（必修科目60単位、選択科目24単位以上）、総計130単位以上を修得しなければならない。
- (3) **電子情報工学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、自然科学、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計12単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位、合計26単位以上、工学共通科目については、計18単位以上（必修科目14単位、選択科目4単位以上）、専門教育科目については、計86単位以上（必修科目及びコース別必修科目として電子通信コース36単位、情報コース34単位、情報システムコース62単位、選択科目及びコース別選択科目として電子通信コース50単位以上、情報コース52単位以上、情報システムコース24単位以上）、総計130単位以上を修得しなければならない。

- (4) **化学システム工学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、自然科学、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計12単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位、合計26単位以上、工学共通科目については、計20単位以上（必修科目14単位、選択科目6単位以上）、専門教育科目については、計84単位以上（必修科目及びコース別必修科目として化学工学コース75単位、分子工学コース75単位、選択科目及びコース別選択科目として化学工学コース9単位以上、分子工学コース9単位以上）、総計130単位以上を修得しなければならない。
- (5) **社会デザイン工学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、自然科学、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計12単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位、合計26単位以上、工学共通科目については、計18単位以上（必修科目16単位、選択科目2単位以上）、専門教育科目については、計86単位以上（必修科目73単位、選択科目13単位以上）、総計130単位以上を修得しなければならない。
- (6) **建築学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学及び社会科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、自然科学、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計12単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目として2単位、合計26単位以上、工学共通科目については、計18単位以上（必修科目4単位、選択科目14単位以上）、専門教育科目については、計86単位以上（必修科目63単位、選択科目23単位以上）、総計130単位以上を修得しなければならない。
- 8 **医学部医学科**の学生は、次に掲げる要件を満たしていなければ進級し、卒業することができない。
- (1) 各学年においては、当該学年の専門教育科目の全授業科目の単位又は時間数を修得していること。
- (2) 第4学年及び第6学年においては、前号の要件に加え、全国共用試験において一定以上の成績を修めていること。
- 9 **医学部各学科**の学生が修得しなければならない単位数、時間数は次のとおりとする。ただし、単位互換科目については、その修得単位を卒業及び進級に必要な修得単位数に算入しない。
- (1) **医学科**は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から6単位以上、自然科学から6単位以上、計12単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、保健体育科目として2単位、第2外国語を含め合計34単位以上、専門教育科目については18単位と4,261時間を修得しなければならない。
- (2) **看護学科**は、共通教育科目については、総合教養科目の人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、外国語科目より10単位以上、保健体育科目より2単位以上、計28単位以上、専門基礎科目については、必修科目27単位、専門教育科目については、必修科目68単位、選択必修科目2単位以上、計70単位以上、総計125単位以上を修得しなければならない。
- 10 **薬学部**の学生は、共通教育科目については、総合教養科目として計12単位以上、外国語科目として第1外国語8単位以上、保健体育科目として2単位以上を含め合計28単位以上、専門教育科目については、学科履修規程に従い、必修科目72単位、選択必修科目の1年次科目から計15単位以上、2年次科目から計27単位以上、3年次科目から計25単位以上、4年次科目から計14単位以上を含め計81単位以上、選択科目の6年次科目から5単位以上、合計158単位以上、総計186単位以上を修得しなければならない。
- 11 **スポーツ科学部**の学生は、共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び自然科学の各分野にわたってそれぞれ4単位以上、また、総合系列科目及び学修基盤科目を含め計20単位以上、外国語科目として8単位、保健体育科目として4単位、合計32単位以上、専門教育科目については、スポーツ科学部の規定に従い、合計82単位以上「スポーツ科学科（必修科目34単位、選択必修科目6単位以上、選択科目42単位以上）、健康運動科学科（必修科目39単位、選択必修科目2単位以上、選択科目41単位以上）」、自由履修単位については、10単位以上、総計124単位以上を修得しなければならない。ただし、単位互換科目については、その修得単位を卒業に必要な修得単位数に算入しない。

第34条の2 学部留学生が第31条第2項の規定により開設された授業科目の単位を修得したときは、別に

定めるところにより、これを卒業に必要な修得単位数に算入することができる。

第34条の3 学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、学長は、教授会の議を経て、第34条の3の3の規定に従って60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第33条第2項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目について、60単位に相当する授業時間数を超えない範囲において、これを準用する。

3 第1項に基づいて本学における授業科目の履修により単位を修得したものとみなす授業科目が共通教育科目であるときは、教授会に先立って教務委員会の議を経るものとする。

4 前3項の規定は、第24条の2の規定により学生が外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について、これを準用する。

第34条の3の2 学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他別に定める学修を、教育上有益と認めるときは、学長は、教授会の議を経て、第34条の3の3の規定に従って60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項の規定は、第33条第2項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目について、60単位に相当する授業時間数を超えない範囲において、これを準用する。

3 第1項に基づいて本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる授業科目が共通教育科目である場合については、前条第3項の規定を準用する。

4 前3項の規定は、本学との協定等により学生が外国の大学又は短期大学において行った学修について、これを準用する。

第34条の3の3 第34条の3第1項により修得したものとみなし、又は前条第1項により認定することのできる単位数は、合わせて60単位を限度とする。ただし、第33条第2項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目にあって、第34条の3第2項により修了したものとみなし、又は前条第2項により修了を認定することのできる授業時間数は、合わせて60単位に相当する授業時間数を限度とする。

第34条の4 学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第31条又は短期大学設置基準第17条により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、教育上有益と認めるときは、学長は、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が本学に入学する前に行った第34条の3の2第1項に規定する学修を、教育上有益と認めるときは、学長は、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

3 前2項の規定は、第33条第2項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目について、これを準用する。

4 第1項又は第2項により単位を修得したものとみなし、又は認定することのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、編入学及び転入学の場合を除き、合わせて30単位を限度とする。ただし、第33条第2項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目にあって、前項により修了したものとみなし、又は修了を認定することのできる授業時間数は、本学において履修した授業時間以外のものについては、編入学及び転入学の場合を除き、合わせて30単位に相当する授業時間数を限度とする。

5 第1項又は第2項により単位を修得したものとみなし、又は単位を認定することのできる授業科目が共通教育科目である場合については、第34条の3第3項の規定を準用する。

6 前各項の規定は、外国の大学又は短期大学を卒業又は退学した場合及び本学に再入学した場合に、これを準用する。

第34条の4の2 第34条の3第1項若しくは第34条の4第1項により単位を修得したものとみなし、又は第34条の3の2第1項若しくは第34条の4第2項により単位を認定することができる単位数は、合わせて60単位を限度とする。ただし、第33条第2項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目にあって、第34条の3第1項若しくは第34条の4第1項により修了したものとみなし、又は第34条の3の2第1項若しくは第34条の4第2項により修了を認定することのできる授業時間数は、合

わせて60単位に相当する授業時間数を限度とする。

2 前項の場合において、本学において修得した単位及び履修した授業時間については、これを算入しないものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、編入学及び転入学の場合については、別にこれを定める。

第34条の4の3 第34条の3から前条までの規定に基づき修得したものとみなし、又は認定することのできる単位（医学部医学科の専門科目にあっては授業時間）について必要な事項は、別に定める。

第34条の5 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条、別表第1及び別表第2に基づいて教育職員の免許状の授与を受けるための資格の取得を目的として、本学に教職課程を置く。

2 教育職員の免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な授業科目（以下「教職課程科目」という。）及び修得すべき単位等については、次の表に掲げる免許状の種類及び免許教科に応じ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の定めるところに従い、別にこれを定める。

教育職員免許法別表第1（第5条関係）

学部・学科の名称 (正規の課程)		免許状の種類及び免許教科	
		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
人文学部	文化学科	社 会	地 理 歴 史 民
	歴史学科		
	日本語日本文学科	国 語	国 語
	教育・臨床心理学科	社 会	公 民
	英語学科	外国語（英語）	外国語（英語）
	ドイツ語学科	外国語（ドイツ語）	外国語（ドイツ語）
	フランス語学科	外国語（フランス語）	外国語（フランス語）
	東アジア地域言語学科	外国語（中国語） 外国語（朝鮮語）	外国語（中国語） 外国語（朝鮮語）
	法学部	社 会	地 理 歴 史 民
経営法学科			
経済学部	経済学科	社 会	地 理 歴 史 民
	産業経済学科		
商学部	商学科	社 会	地 理 歴 史 民
	経営学科		
	貿易学科		
商学部第二部	商学科	社 会	地 理 歴 史 民
理学部	応用数学科	数 学	数 情 報 学 報
	物理科学科	理 科	理 情 報 科 報
	化学科		理 科
	地球圏科学科		
工学部	機械工学科	社 会	工 業
	電気工学科		工 業 報
	電子情報工学科		工 業
	化学システム工学科		
	社会デザイン工学科		
	建築学科		工 業
医学部	看護学科	社 会	看 護
スポーツ科学部	スポーツ科学科	保 健 体 育	保 健 体 育
	健康運動科学科		

教育職員免許法別表第2（第5条関係）

学部・学科の名称（正規の課程）		免許状の種類
医 学 部	看 護 学 科	養護教諭1種免許状

第34条の6 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項第1号に基づいて学芸員となる資格の取得を目的として、本学に博物館学芸員課程を置く。

2 学芸員となる資格の取得に必要な授業科目（以下「博物館学芸員課程科目」という。）及び修得すべき単位等については、博物館法及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の定めるところに従い、別にこれを定める。

第34条の7 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第1項第3号に基づいて社会教育主事となる資格の取得を目的として、本学に社会教育主事課程を置く。

2 社会教育主事となる資格の取得に必要な授業科目（以下「社会教育主事課程科目」という。）及び修得すべき単位等については、社会教育法及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）の定めるところに従い、別にこれを定める。

第34条の8 日本語教育施設の運営に関する基準（昭和63年文部省制定）第11項第2号に基づいて日本語教育施設における教員の資格の取得を目的として、本学に日本語教員課程を置く。

2 日本語教育施設における教員の資格の取得に必要な授業科目（以下「日本語教員課程科目」という。）及び修得すべき単位等については、日本語教育施設の運営に関する基準の定めるところに従い、別にこれを定める。

第4節 学習修了の認定及び卒業

第35条 各授業科目の学習修了の認定は、試験等によるものとし、成績の評価は60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

2 60点以上の成績の評価を得た学生には、その授業科目所定の単位を与える。

第36条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

第36条の2 定期試験は、各学期末にこれを行う。ただし、医学部医学科の時間制の授業科目について所定の期日に行う場合も同様に取り扱う。

第37条 病気その他やむを得ない理由によって定期試験を受けることのできなかった者に対しては、成績考査規程の定めるところにより追試験を行うことがある。

第37条の2 第2年次生（理学部の学生に限る。）及び第4年次以上の卒業見込者に対しては、成績考査規程の定めるところにより、不合格科目につき再試験を行うことがある。

第37条の3 医学部及び薬学部の学生に対しては、成績考査規程の定めるところにより、不合格科目につき再試験を行うことがある。

第38条 学士の学位の授与は、本学の人文学部、法学部、経済学部、商学部、商学部第二部、理学部、工学部、医学部看護学科及びスポーツ科学部にあっては4年以上、医学部医学科及び薬学部にあっては6年以上在学し、所定の授業科目を履修して、所定の課程を修め、卒業と認める者に対し、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。ただし、人文学部又は法学部の学生として3年以上在学した者が、卒業の要件として当該学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認められ、かつ、本学大学院へ進学する場合には、その卒業を認めることができる。

2 前項の学位記の様式は別に定め、卒業証書を兼ねるものとする。

第39条 第36条に定める試験の実施及び成績の評価に関する規程は、別にこれを定める。

第5節 賞 罰

第40条 学業成績並びに品行の特に優秀な者、その他業績顕著な者は、これを表彰することがある。

第41条 本学の規則に違反し、学内の秩序を乱し、又は学生の本分に反する者は、学長が定める手続きに基づき、これを懲戒する。

2 前項の規定による懲戒は、訓告、停学及び退学とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当

する者に対してこれを行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第6節 授業料その他諸納入金

第42条 学生は、別に定める期日までに、別表Ⅰの(2)に定める授業料等納入金を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の定めるところに従い、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認められるものとして認定を受けた学生（以下「修学支援学生」という。）が所定の授業料等納入金を納入したときは、前項の納入を行ったものとみなす。

第43条 次の各号に掲げる授業科目であって、その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない授業科目を履修する者は、別表Ⅱに定めるところに従い、受講料を納入しなければならない。

- (1) 教職課程科目
- (2) 博物館学芸員課程科目
- (3) 社会教育主事課程科目
- (4) 日本語教員課程科目

2 前項の規定にかかわらず、博物館学芸員課程科目を履修する者については、当該授業科目がその所属する学部のいずれかの学科に関して学則第31条に掲げる表に定められている場合において、その受講料を免除する。

3 前2項の規定にかかわらず、科目等履修生として第1項の各号に掲げる授業科目を履修する者は、別表Ⅲに定めるところに従い、受講料を納入するものとする。

第43条の2 実習又は研修など特別の費用を必要とする授業科目を履修する者は、別に定めるところに従い、実習・研修費等としてこれら諸費用を納入しなければならない。

第44条 削除

第45条 削除

第46条 学生が所定の期日までに第42条に定める授業料等納入金を完納しなかったときは、除籍する。

第47条 授業料等納入金及び受講料に関する細部については、別に定める。

第48条 特殊の事情ある学生に対しては、その事情により授業料等納入金の減免を行うことがある。

2 前項に規定する学生及び修学支援学生に対する授業料等納入金の減免に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生

第49条 本学において、特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、学長は、選考の上、科目等履修生として受入れを許可することができる。

第50条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学長は、選考の上、研究生として受入れを許可することができる。

第51条 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れることができる。

第52条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学長は、選考の上、外国人留学生として受入れを許可することができる。

第53条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する取扱いについては、別にこれを定める。

2 科目等履修生及び研究生の受講料等については、別表Ⅲに掲げるとおりとする。

第8節 公開講座

第54条 本学における教育研究を広く社会に開放し、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

VI. 諸 規 程

- 2 公開講座に関し必要な事項については、別に定める。

第9節 厚 生 施 設

第55条 本学に厚生施設として学生寮その他の施設を置く。

- 2 前項の厚生施設に関する規程は、別にこれを定める。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第32条の2及び第33条の規定は、令和3年3月31日以前から引き続き在籍する学生にも適用する。
- 3 第42条第1項の規定は、令和3年3月31日以前から引き続き在籍する学生にも適用する。

別表Ⅰ 入学検定料及び授業料等納入金

- (1) 入学検定料（第19条第1項）
（略）
(2) 授業料等納入金（第21条第1項・第42条）
（平成31年度入学以降）

（単位 円）

学 部	区 分 (年額)	入 学 金	特別教育充実費	計	毎 年 納 付 金		計
					授 業 料	教育充実費	
人 文 学 部 法 学 部 経 済 学 部 商 学 部		190,000		190,000	730,000	180,000	910,000
商学部第二部		60,000		60,000	310,000	80,000	390,000
理 学 部 工 学 部		240,000		240,000	1,000,000	380,000	1,380,000
医 学 部	医 学 科	1,000,000	3,000,000	4,000,000	3,912,000	688,000	4,600,000
	看護学科	270,000		270,000	1,040,000	470,000	1,510,000
薬 学 部		400,000		400,000	1,350,000	290,000	1,640,000
スポーツ科学部		300,000		300,000	800,000	350,000	1,150,000

備考

- この表にかかわらず、平成31年3月31日以前に入学し引続き在学する者にかかる授業料等納入金については、なお従前の例による。
- 入学金については、入学時に限り納入すべき額とする。ただし、第21条第1項ただし書の規定に該当し、その適用を受ける者については、この限りではない。
- 特別教育充実費については、入学初年度（1年次）から3年次までの各年次において納入すべき額とする。
- 薬学部の教育充実費については、入学初年度（1年次）に納入すべき額とし、2年次から6年次までの各学年において720,000円を納入しなければならない。
- 第42条第2項に定める修学支援学生の所定の授業料等納入金は、当該各学生につき、別に定める額とする。

別表Ⅱ その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない授業科目の受講料（第43条第1項）

- (1) 教職課程科目

受 講 料	その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない教職課程科目	全科目につき 36,000円
-------	---------------------------------	----------------

※ ただし、当該授業科目を博物館学芸員課程科目又は社会教育主事課程科目としてのみ履修する場合については(2)を適用する。

- (2) 博物館学芸員課程科目及び社会教育主事課程科目

受 講 料	その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない博物館学芸員課程科目	全科目につき 12,000円
	その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない社会教育主事課程科目	全科目につき 16,000円

※ ただし、博物館学芸員課程科目を履修する者については、当該授業科目がその所属する学部のいずれかの学科に関して第31条に掲げる表に定められている場合において、その受講料を免除する。

- (3) 日本語教員課程科目

受 講 料	その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない日本語教員課程科目	1単位につき 1,000円
-------	------------------------------------	---------------

VI. 諸 規 程

別表Ⅲ 科目等履修生及び研究生の受講料等（第43条第3項・第53条第2項）

(1) 単位又は授業時間の認定を必要とする科目等履修生

選 考 料		15,000円
受 講 料	第31条に掲げる表において、理学部、工学部、医学部看護学科又は薬学部の専門教育科目（工学部については、工学共通科目を、医学部看護学科については、専門基礎科目を含む。）としてのみ定められている授業科目	1単位につき 18,000円
	第31条に掲げる表において、医学部医学科の専門教育科目としてのみ定められている授業科目	1単位につき又は15時間につき 40,000円
	第31条に掲げる表に定められている上記以外の授業科目	1単位につき 12,000円
	第31条に掲げる表において、商学部第二部の専門教育科目のうち別に定められている授業科目	20単位まで 110,000円
	第31条に掲げる表に定められていない授業科目	本学の卒業生
その他		1単位につき 12,000円

(2) 単位の認定を必要としない科目等履修生

選 考 料		15,000円
受 講 料	第31条に掲げる表に定められている授業科目（医学部医学科を除く。）	1単位につき 9,000円

(3) 研究生

選 考 料	医学部医学科	20,000円
	その他の学部・学科	15,000円
研究指導料		月額 15,000円

授業科目及び単位・時間数 (学則第31条 (表))

令和6年度入学生 (24台)

法学部 法律学科

科目分野		授業科目(単位)			
共通教育科目 (122単位)	人文科学	哲学A (2)	哲学B (2)	論理学A (2)	論理学B (2)
		倫理学A (2)	倫理学B (2)	宗教学A (2)	宗教学B (2)
		日本史A (2)	日本史B (2)	東洋史A (2)	東洋史B (2)
		西洋史A (2)	西洋史B (2)	日本文学A (2)	日本文学B (2)
		アジアの文学A (2)	アジアの文学B (2)	西洋文学A (2)	西洋文学B (2)
		人文地理学 (2)	芸術A (2)	芸術B (2)	日本教育史 (2)
	社会科学	法学A (2)	法学B (2)	政治学A (2)	政治学B (2)
		経済学A (2)	経済学B (2)	商学A (2)	商学B (2)
		社会学A (2)	社会学B (2)	教育論A (2)	教育論B (2)
		教育の原理・課程論 (2)	地理学A (2)	地理学B (2)	地誌学 (2)
		心理学A (2)	心理学B (2)	文化人類学A (2)	文化人類学B (2)
		数学入門 (2)	基礎数学 (2)	統計入門 (2)	物理学入門 (2)
自然科学	物理の世界 (2)	自然界と物質の化学 (2)	生活と環境の化学 (2)	地球圏科学入門 (2)	
	新しい地球観 (2)	自然地理学 (2)	ミクロの生物科学 (2)	マクロの生物科学 (2)	
総合系列科目	福岡大学で考える現代社会 (2)				
学修基盤科目	データサイエンス・AI入門 (2)				
外国語科目 (60単位)	第1	※フレッシュマン・イングリッシュ (4) アドバンスト・イングリッシュ (2)		※インターメディアイト・イングリッシュ (4) 海外英語研修 (2)	
	第2	ドイツ語I (2-4)	ドイツ語II (2-4)	フランス語I (2-4)	フランス語II (2-4)
保健体育科目 (4単位)	※生涯スポーツ演習 (2)		※生涯スポーツ論 (2)		
単位互換科目	他大学 (短期大学を含む。) の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目				
専門教育科目 (276単位)	必修科目 (8単位)	憲法I (2)	憲法II (2)	民法入門 (2)	民法総則 (2)
	選択必修科目 (72単位)	憲法特講 (4)	債権法I (2)	債権法II (2)	物権法I (2)
		民法特講I (4)	民法特講II (4)	民法特講III (4)	刑法I (4)
		刑事法特講I (4)	刑事法特講II (4)	会社法I (2)	会社法II (2)
		政治学入門 (2)	政治学原論 (4)	裁判制度概論 (2)	法学部入門ゼミ (2)
		基礎ゼミ (4)	演習I (4)	演習II (4)	演習II a (4)
		演習II b (4)	演習III (4)		
	選択科目 (276単位)	憲法III (2)	行政法I (4)	行政法II (4)	地方自治法 (2)
		税法IA (2)	税法IB (2)	税法IIA (2)	税法IIB (2)
		比較憲法 (2)	債権法III (2)	物権法II (2)	親族法 (2)
		相続法 (2)	刑法II (4)	商法総則 (2)	商行為法 (2)
		手形・小切手法 (2)	保険法 (2)	海商法 (2)	金融商品取引法 (2)
企業金融法 (2)		民事訴訟法I (2)	民事訴訟法II (2)	民事執行・保全法 (2)	
倒産処理法 (2)		刑事訴訟法 (4)	国際法総論 (4)	国際法各論 (4)	
国際私法 (4)		国際関係論 (4)	国際取引法 (2)	国際民事手続法 (2)	
日本政治外交史 (2)		西洋政治史 (4)	政治思想史 (4)	政治過程論 (4)	
行政学 (4)		経済法 (4)	ミクロ経済学概論 (2)	マクロ経済学概論 (2)	
労働法 (4)		社会保障法 (4)	情報法 (2)	環境法 (2)	
消費者法 (2)		刑事政策 (4)	公共政策概論 (2)	政策過程論 (2)	
政策評価論 (2)		都市政策 (2)	九州地域政策 (2)	福祉国家論 (2)	
社会福祉概論 (2)		地域福祉論 (2)	児童福祉論 (2)	NPO論 (2)	
マスメディア論 (2)		不動産登記法 (2)	商業登記法 (2)	知的財産法 (4)	
法社会学 (4)		法哲学 (4)	日本法制史 (4)	西洋法制史 (4)	
東洋法制史 (4)		ローマ法 (4)	近代日本法史 (2)	英米法 (2)	
ドイツ法 (2)		フランス法 (2)	情報処理論A (2)	情報処理論B (2)	
法医学 (2)	警察活動の理論と実務 (2)	特別講義A (2)	特別講義B (2)		
特別講義C (2)	特別講義D (2)	特別講義E (2)	キャリアプランニング (2)		
アメリカ法セミナーI (4)	アメリカ法セミナーII (4)	アメリカ法セミナーIII (4)	アジア法セミナーI (4)		
アジア法セミナーII (4)	ドイツ法セミナーI (4)	ドイツ法セミナーII (4)	フランス法セミナーI (4)		
フランス法セミナーII (4)	行政特別演習I (4)	行政特別演習II (4)	政策特別演習I (4)		
政策特別演習II (4)	大学院連携特別演習I (4)	大学院連携特別演習II (4)	卒業論文 (2)		
概説日本史 (2)	概説外国史 (2)	概説社会学 (2)	概説哲学 (2)		
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目				

令和6年度入学生 (24台)

法学部 経営法学科

科目		授 業 科 目 (単 位)				
分 野						
共 通 教 育 科 目 (122単位)	人文科学	哲学A (2)	哲学B (2)	論理学A (2)	論理学B (2)	
		倫理学A (2)	倫理学B (2)	宗教学A (2)	宗教学B (2)	
		日本史A (2)	日本史B (2)	東洋史A (2)	東洋史B (2)	
		西洋史A (2)	西洋史B (2)	日本文学A (2)	日本文学B (2)	
		アジアの文学A (2)	アジアの文学B (2)	西洋文学A (2)	西洋文学B (2)	
	社会科学	人文地理学 (2)	芸 術A (2)	芸 術B (2)	日本教育史 (2)	
		西洋教育史 (2)	法 学A (2)	法 学B (2)	政治学A (2)	政治学B (2)
		社会学A (2)	経 済学A (2)	経 済学B (2)	商 学A (2)	商 学B (2)
		教育の原理・課程論 (2)	社 会学A (2)	社 会学B (2)	教 育論A (2)	教 育論B (2)
		心理 学A (2)	地 理学A (2)	地 理学B (2)	地 誌学 (2)	地 誌学 (2)
自然科学	数学入門 (2)	基礎数学 (2)	統計入門 (2)	物理学入門 (2)		
	物理の世界 (2)	自然界と物質の化学 (2)	生活と環境の化学 (2)	地球圏科学入門 (2)		
	新しい地球観 (2)	自然地理学 (2)	ミクロの生物学 (2)	マクロの生物学 (2)		
	自然科学入門 (2)	自然科学と人間 (2)				
総合系列科目	福岡大学で考える現代社会 (2)					
学修基盤科目	データサイエンス・AI入門 (2)					
外国語科目 (60単位)	第1	※フレッシュマン・イングリッシュ (4)		※インターメディアイト・イングリッシュ (4)		
	第2	アドバンスト・イングリッシュ (2)	海外英語研修 (2)			
保健体育科目 (4単位)		ドイツ語I (2-4)	ドイツ語II (2-4)	フランス語I (2-4)	フランス語II (2-4)	
		中国語I (2-4)	中国語II (2-4)	ロシア語I (2-4)	ロシア語II (2-4)	
単位互換科目		スペイン語I (2-4)	スペイン語II (2-4)	朝鮮語I (2-4)	朝鮮語II (2-4)	
		※生涯スポーツ演習 (2) ※生涯スポーツ論 (2)				
必修科目 (4単位)		他大学 (短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目				
		民法入門 (2)	民法総則 (2)			
専 門 教 育 科 目 (236単位)	選択必修科目 (74単位)	憲 法I (2)	憲 法II (2)	債 権 法I (2)	債 権 法II (2)	
		物 権 法I (2)	民 法 特 講I (4)	民 法 特 講II (4)	民 法 特 講III (4)	
		企 業 法 入 門 (2)	企 業 法 総 論 (2)	企 業 取 引 法 (2)	会 社 法 I (2)	
		会 社 法 II (2)	国 際 関 係 学 入 門 (2)	裁 判 制 度 概 論 (2)	法 学 部 入 門 ゼ ミ (2)	
		パ ワー ア ッ プ ゼ ミ (4)	演 習 I (4)	演 習 II (4)	演 習 II a (4)	
		演 習 II b (4)	演 習 III (4)	国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ・ 法 政 情 報 I (4)	国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ・ 法 政 情 報 II (2)	
		国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 海 外 研 修 (2)	企 業 法 務 特 別 演 習 (4)			
		行 政 法 I (4)	税 法 I A (2)	税 法 I B (2)	税 法 II A (2)	
		税 法 II B (2)	債 権 法 III (2)	物 権 法 II (2)	親 族 法 (2)	
		相 続 法 (2)	刑 法 I (4)	企 業 取 引 決 済 法 (2)	企 業 金 融 法 (2)	
金 融 商 品 取 引 法 (2)	保 険 法 (2)	海 商 法 (2)	知 的 財 産 法 (4)			
中 小 企 業 と 法 (2)	ベンチャー起業と法 (2)	商 事 法 総 合 講 義 (2)	民 事 訴 訟 法 I (2)			
民 事 訴 訟 法 II (2)	民 事 執 行 ・ 保 全 法 (2)	倒 産 処 理 法 (2)	国 際 法 総 論 (4)			
国 際 法 各 論 (4)	国 際 私 法 (4)	国 際 関 係 論 (4)	国 際 取 引 法 (2)			
国 際 知 的 財 産 法 (2)	国 際 民 事 手 続 法 (2)	国 際 経 済 法 (4)	国 際 税 法 (2)			
外 国 法 政 論 (2)	ア ジ ア 太 平 洋 関 係 論 (2)	経 済 法 (4)	労 働 法 (4)			
社 会 保 障 法 (4)	環 境 法 (2)	比 較 憲 法 (2)	消 費 者 法 (2)			
観 光 法 (2)	不 動 産 登 記 法 (2)	商 業 登 記 法 (2)	英 米 法 (2)			
ア ジ ア 法 (2)	ド イ ツ 法 (2)	フ ラ ン ス 法 (2)	E U 法 (2)			
政 治 学 入 門 (2)	政 治 学 原 論 (4)	西 洋 政 治 史 (4)	N P O 論 (2)			
マ ス メ デ ィ ア 論 (2)	法 社 会 学 (4)	法 哲 学 (4)	西 洋 法 制 史 (4)			
東 洋 法 制 史 (4)	ロ ー マ 法 (4)	近 代 日 本 法 史 (2)	外 交 史 通 論 (2)			
情 報 処 理 論 A (2)	情 報 処 理 論 B (2)	警 察 活 動 の 理 論 と 実 務 (2)	特 別 講 義 A (2)			
特 別 講 義 B (2)	特 別 講 義 C (2)	特 別 講 義 D (2)	特 別 講 義 E (2)			
キ ャ リ ア プ ラ ン ニ ング (2)	イ ン タ ー ナ シ ョ ン (2)	海 外 法 政 事 情 I (2)	海 外 法 政 事 情 II (2)			
海 外 法 政 研 修 (2)	ア メ リ カ 法 セ ミ ナ ー I (4)	ア メ リ カ 法 セ ミ ナ ー II (4)	ア メ リ カ 法 セ ミ ナ ー III (4)			
ア ジ ア 法 セ ミ ナ ー I (4)	ア ジ ア 法 セ ミ ナ ー II (4)	ド イ ツ 法 セ ミ ナ ー I (4)	ド イ ツ 法 セ ミ ナ ー II (4)			
フ ラ ン ス 法 セ ミ ナ ー I (4)	フ ラ ン ス 法 セ ミ ナ ー II (4)	大 学 院 連 携 特 別 演 習 I (4)	大 学 院 連 携 特 別 演 習 II (4)			
卒 業 論 文 (2)	概 説 日 本 史 (2)	概 説 外 国 史 (2)	概 説 社 会 学 (2)			
概 説 哲 学 (2)						
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目					

福岡大学学科履修規程

第1章 総 則

第1条 卒業資格を得るための履修は、学則第31条から第34条までの規定及びこの履修規程の定めるところによる。

第2章 科目の履修

第2条 (抜粋)

2 法学部(法律学科、経営法学科)の学生は、次の単位を修得しなければならない。(学則第34条参照)

令和6年度入学生(JJ24台)法学部 法律学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学……………4単位以上	計12単位以上	
		社会科学……………4単位以上		
		自然科学……………4単位以上		
		総合系列科目		
		学修基盤科目		
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語……………8単位以上	計72単位以上	
		第2外国語……………4単位以上		
		保健体育科目……………4単位		
		単位互換科目		
(2)専門教育科目	必修科目……………8単位	40単位以上	計72単位以上	
				選択必修科目……………14単位以上
				自コース科目※1
				他コース科目※2
		選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目	計24単位以上	総計124単位以上	
	専門教育科目			
	関連教育科目			

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

※イメージ図

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和6年度入学生（JJ24台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次											
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位			
共通教育科目	人文科学	哲学	理学	2	哲学	理学	2	論理	教養	2	論理	教養	2
		日西	史学	2	日西	史学	2	東日	史学	2	東日	史学	2
	社会	学	2	法経	学	2	政商	学	2	政商	学	2	
	自然	学	2	基礎	学	2	生活	学	2	物理	学	2	
総合	科目	福岡大学で考える現代社会											
基礎	科目	データサイエンス・AI入門											
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1						
	第2	ドクトラール・イングリッシュⅡ	2	ドクトラール・イングリッシュⅡ	2								
保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ演習Ⅱ	1								
単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目											
専門教育科目	必修科目	憲法	2										
		民法	2										
	選択必修科目	債権	2	債権	2	憲法	4	憲法	4	憲法	4	憲法	4
		民法	2	民法	2	民法	4	民法	4	民法	4	民法	4
		民法	2	民法	2	民法	4	民法	4	民法	4	民法	4
		民法	2	民法	2	民法	4	民法	4	民法	4	民法	4
		民法	2	民法	2	民法	4	民法	4	民法	4	民法	4
		民法	2	民法	2	民法	4	民法	4	民法	4	民法	4
		民法	2	民法	2	民法	4	民法	4	民法	4	民法	4
		民法	2	民法	2	民法	4	民法	4	民法	4	民法	4
コース科目	法律総合コース												
	公共法務コース												
	総合政策コース												
選択科目	公共政策概論	2	情報処理論	2	日西	4	日西	4	日西	4	日西	4	
	アメリカ法セミナーⅠ	2	英米法セミナーⅠ	2	日西	4	日西	4	日西	4	日西	4	
	特別講義A	2	英米法セミナーⅡ	2	日西	4	日西	4	日西	4	日西	4	
		2	英米法セミナーⅢ	2	日西	4	日西	4	日西	4	日西	4	
		2	英米法セミナーⅣ	2	日西	4	日西	4	日西	4	日西	4	
		2	英米法セミナーⅤ	2	日西	4	日西	4	日西	4	日西	4	
		2	英米法セミナーⅥ	2	日西	4	日西	4	日西	4	日西	4	
		2	英米法セミナーⅦ	2	日西	4	日西	4	日西	4	日西	4	
		2	英米法セミナーⅧ	2	日西	4	日西	4	日西	4	日西	4	
		2	英米法セミナーⅨ	2	日西	4	日西	4	日西	4	日西	4	
関連教育科目		他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目											

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和5年度入学生（JJ23台）法学部 法律学科

《卒業要件》



※1 各自が所属するコースの「コース科目」
 ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

※イメージ図

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和5年度入学生（JJ23台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次																			
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位											
共通教育科目	人文科学	哲学	理学	文学	A	2	哲学	理学	文学	B	2	論理	教育	学	B	2	論理	教育	学	B	2
		日西	史	史	A	2	日西	史	史	B	2	東日	史	史	B	2	東日	史	史	B	2
	社会科学	法経社	学	学	A	2	法経社	学	学	B	2	政商	学	学	A	2	政商	学	学	B	2
		教育	学	学	A	2	教育	学	学	B	2	教育	学	学	B	2	教育	学	学	B	2
	自然科学	物理	学	学	A	2	物理	学	学	B	2	物理	学	学	A	2	物理	学	学	B	2
地球		学	学	A	2	地球	学	学	B	2	地球	学	学	B	2	地球	学	学	B	2	
総合科目	基礎	学	学	A	2	基礎	学	学	B	2	基礎	学	学	A	2	基礎	学	学	B	2	
育	第1	英語	学	学	I	1	英語	学	学	I	1	英語	学	学	I	1	英語	学	学	I	1
外国語科目	第2	英語	学	学	A	2	英語	学	学	A	2	英語	学	学	A	2	英語	学	学	A	2
		英語	学	学	B	2	英語	学	学	B	2	英語	学	学	B	2	英語	学	学	B	2
保健体育科目	※	体育	学	学	I	1	※	体育	学	学	I	1									
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目																				
専門教育科目	必修科目	憲法	学	学	I	2															
		民法	学	学	II	2															
	選択必修科目	債権	学	学	I	2	債権	学	学	II	2	憲法	学	学	II	4	憲法	学	学	II	4
		民法	学	学	I	2	民法	学	学	II	2	民法	学	学	II	4	民法	学	学	II	4
		民法	学	学	I	2	民法	学	学	II	2	民法	学	学	II	4	民法	学	学	II	4
		民法	学	学	I	2	民法	学	学	II	2	民法	学	学	II	4	民法	学	学	II	4
		民法	学	学	I	2	民法	学	学	II	2	民法	学	学	II	4	民法	学	学	II	4
		民法	学	学	I	2	民法	学	学	II	2	民法	学	学	II	4	民法	学	学	II	4
		民法	学	学	I	2	民法	学	学	II	2	民法	学	学	II	4	民法	学	学	II	4
		民法	学	学	I	2	民法	学	学	II	2	民法	学	学	II	4	民法	学	学	II	4
法律総合コース	憲法	学	学	III	2	憲法	学	学	III	2	憲法	学	学	III	4	憲法	学	学	III	4	
コース科目	公共法務コース	憲法	学	学	III	2	憲法	学	学	III	2	憲法	学	学	III	4	憲法	学	学	III	4
	総合政策コース	憲法	学	学	I	4	憲法	学	学	I	4	憲法	学	学	I	4	憲法	学	学	I	4
	選択科目	憲法	学	学	A	2	憲法	学	学	A	2	憲法	学	学	A	2	憲法	学	学	A	2
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目																				

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和4年度入学生（JJ22台）法学部 法律学科

《卒業要件》



- ※1 各自が所属するコースの「コース科目」
- ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

※イメージ図

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和3年度入学生（JJ21台）法学部 法律学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 4 単位以上	
		総合系列科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計12単位以上
		第2外国語…………… 4 単位以上	
	保健体育科目…………… 4 単位		
	単位互換科目		
(2)専門教育科目	自コース科目※1	必修科目…………… 8 単位	計72単位以上
		選択必修科目…………… 14 単位以上	
		他コース科目※2	
		選択科目	
		40単位以上 64単位以上	
(3)自由履修単位	共通教育科目		計24単位以上
	専門教育科目		
	関連教育科目		
		※1 各自が所属するコースの「コース科目」	
		※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」	

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和3年度入学生（JJ21台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次														
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位						
共通教育科目	人文科学	哲学	理学	学A	2	哲学	理学	学B	2	論理	学A	2	論理	学B	2	
		日西	史学	学A	2	日西	史学	学B	2	東洋	学A	2	東洋	学B	2	
		人地	文学	学A	2	文	学A	2	文	学A	2	本	文	学B	2	
	社会科学	法経	学A	2	法経	学B	2	政商	学A	2	政商	学B	2	政商	学B	2
		社理	学A	2	社理	学B	2	教地	学A	2	教地	学B	2	教地	学B	2
		心育	学A	2	地心	学A	2	文	学A	2	化	学A	2	化	学B	2
	自然科学	数物	学A	2	基礎	学A	2	統計	学A	2	物理	学A	2	物理	学B	2
		理の	学A	2	自然界	学A	2	生活	学A	2	地球	学A	2	地球	学B	2
		新し	学A	2	ミクロ	学A	2	マクロ	学A	2	自然	学A	2	自然	学B	2
	総合系科目	地球	学A	2	生命・健康と医療	学A	2	国際化と日本	学A	2	〔科学・技術・情報と社会〕	学A	2			
		第1年次		単位	第2年次		単位	第3年次		単位	第4年次		単位			
専門教育科目	外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1								
		第2	〔ドイ ツ語Ⅰ〕	2	〔ドイ ツ語Ⅱ〕	2										
	必修科目	憲法	学A	2												
		民法	学A	2												
		刑法	学A	2												
		行政法	学A	2												
		労働法	学A	2												
		国際法	学A	2												
	選択必修科目	債権	学A	2	債権	学A	2	憲法	学A	4	〔演習Ⅱ〕	学A	4			
		民法	学A	2	民法	学A	2	民法	学A	4	〔演習Ⅱ〕	学A	4			
刑法		学A	2	刑法	学A	2	民法	学A	4	〔演習Ⅱ〕	学A	4				
行政法		学A	2	行政法	学A	2	民法	学A	4	〔演習Ⅱ〕	学A	4				
選択科目	法律総合コース	憲法	学A	2	憲法	学A	2	債権	学A	2	債権	学A	2			
		民法	学A	2	民法	学A	2	民法	学A	2	民法	学A	2			
		刑法	学A	2	刑法	学A	2	民法	学A	2	民法	学A	2			
	公共法務コース	憲法	学A	2	憲法	学A	2	債権	学A	2	債権	学A	2			
		民法	学A	2	民法	学A	2	民法	学A	2	民法	学A	2			
		刑法	学A	2	刑法	学A	2	民法	学A	2	民法	学A	2			
	総合政策コース	行政	学A	4	行政	学A	4	行政	学A	4	行政	学A	4			
		労働	学A	4	労働	学A	4	行政	学A	4	行政	学A	4			
		国際	学A	2	国際	学A	2	行政	学A	4	行政	学A	4			
		マクロ	学A	2	マクロ	学A	2	行政	学A	4	行政	学A	4			
選択科目	公共	学A	2	情報	学A	2	〔日本法〕	学A	4	〔ドイツ法〕	学A	4				
	政策	学A	2	処理	学A	2	〔東洋法〕	学A	4	〔フランス法〕	学A	4				
	概論	学A	2	理論	学A	2	〔西法〕	学A	4	〔アメリカ法〕	学A	4				
	概論	学A	2	論	学A	2	〔東洋法〕	学A	4							
	概論	学A	2	論	学A	2	〔西法〕	学A	4							
	概論	学A	2	論	学A	2	〔東洋法〕	学A	4							
	概論	学A	2	論	学A	2	〔西法〕	学A	4							
	概論	学A	2	論	学A	2	〔東洋法〕	学A	4							
	概論	学A	2	論	学A	2	〔西法〕	学A	4							
	概論	学A	2	論	学A	2	〔東洋法〕	学A	4							
関連教育科目	他大学の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目															

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和2年度入学生（JJ20台）法学部 法律学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4単位以上	計12単位以上	
		社会科学…………… 4単位以上		
		自然科学…………… 4単位以上		
		総合系列科目		
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8単位以上	計72単位以上	
		第2外国語…………… 4単位以上		
	保健体育科目…………… 4単位		総計124単位以上	
	単位互換科目			
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8単位	計72単位以上		
	選択必修科目…………… 14単位以上			
	自コース科目※1			40単位以上
	他コース科目※2			
	選択科目			64単位以上
(3)自由履修単位	共通教育科目	計24単位以上		
	専門教育科目……………			
	関連教育科目			

※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和2年度入学生（JJ20台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理科学A	2	論理科学B	2
		倫理本史A	2	倫理本史B	2	宗東日西A	2	宗東日西B	2
	西洋史A	2	西洋史B	2	本洋文A	2	本洋文B	2	
	アジアの文化史A	2	アジアの文化史B	2	西文A	2	西文B	2	
社会科学	法経学A	2	法経学B	2	政治学A	2	政治学B	2	
	経済学A	2	経済学B	2	商学A	2	商学B	2	
自然科学	数理学A	2	基礎数学	2	統計学A	2	文化人類学A	2	
	新理の地球科学A	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	物理科学入門	2	
総合系科目	地球環境	2	[生命・健康と医療]	2	国際化と日本	2	[科学・技術・情報と社会]	2	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
	※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターメディア・イングリッシュⅢ	1					
	※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターメディア・イングリッシュⅣ	2					
第2	ドイツ語ⅠA	2	ドイツ語ⅡA	2					
	フランス語ⅠA	2	フランス語ⅡA	2					
	中国語ⅠA	2	中国語ⅡA	2					
	ロシア語ⅠA	2	ロシア語ⅡA	2					
	スペイン語ⅠA	2	スペイン語ⅡA	2					
	ベトナム語ⅠA	2	ベトナム語ⅡA	2					
	朝鮮語ⅠA	2	朝鮮語ⅡA	2					
	朝鮮語ⅠB	2	朝鮮語ⅡB	2					
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2					
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								
専門教育科目	必修科目	憲法Ⅰ	2						
		憲法Ⅱ	2						
	民法Ⅰ	2	債権法Ⅰ	2	民法特講Ⅱ	4	[演習Ⅱ a]	4	
	民法Ⅱ	2	債権法Ⅱ	2	民法特講Ⅲ	4	[演習Ⅱ b]	4	
	刑法Ⅰ	2	刑法特講Ⅰ	4	民法特講Ⅳ	4			
	刑法Ⅱ	2	民法特講Ⅱ	4					
	民法特講Ⅰ	4	民法特講Ⅲ	4					
	民法特講Ⅱ	4	民法特講Ⅳ	4					
	民法特講Ⅲ	4	民法特講Ⅴ	4					
	民法特講Ⅳ	4	民法特講Ⅵ	4					
法律総合コース	憲法Ⅲ	2	債権法Ⅲ	2	民法特講Ⅶ	4	演習Ⅲ	4	
	民法Ⅲ	2	債権法Ⅳ	2	民法特講Ⅷ	4			
	民法Ⅳ	2	債権法Ⅴ	2	民法特講Ⅷ	4			
公共法務コース	憲法Ⅳ	2	債権法Ⅵ	2	民法特講Ⅷ	4			
	民法Ⅴ	2	債権法Ⅶ	2	民法特講Ⅷ	4			
	民法Ⅵ	2	債権法Ⅷ	2	民法特講Ⅷ	4			
総合政策コース	憲法Ⅴ	2	債権法Ⅷ	2	民法特講Ⅷ	4			
	民法Ⅶ	2	債権法Ⅸ	2	民法特講Ⅷ	4			
	民法Ⅷ	2	債権法Ⅹ	2	民法特講Ⅷ	4			
選択科目	公共政策概論	2	情報処理論A	2	[日本法制史]	4	[ドイツ法セミナーⅡ]	4	
	世界外交史	4	情報処理論B	2	[西洋法制史]	4	[フランス法セミナーⅡ]	4	
	アメリカ法セミナーⅠ	4	英米法	2	[東洋法制史]	4	[アメリカ法セミナーⅢ]	4	
			ドイツ法	2	近現代日本法史	2			
			フランス法	2	児童福祉論	2			
			キャリアプランニング	2	法医学	2			
			アジア法セミナーⅠ	4	警察活動の理論と実務	2			
			[ドイツ法セミナーⅠ]	4	特別講義	2-10			
			[フランス法セミナーⅠ]	4	[アジア法セミナーⅡ]	4			
			アメリカ法セミナーⅡ	4					
		概説日本史	2						
		概説外国史	2						
		概説社会学	2						
		概説哲学	2						
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								
大学院連携特別演習Ⅰ								4	
大学院連携特別演習Ⅱ								4	
卒業論文								4	

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成31年度入学生（JJ19台）法学部 法律学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 4 単位以上	
		総合系列科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計72単位以上
		第2外国語…………… 4 単位以上	
	保健体育科目…………… 4 単位		総計124単位以上
	単位互換科目		
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8 単位	40単位以上	計72単位以上
	選択必修科目…………… 14単位以上		
	自コース科目※1	64単位以上	
	他コース科目※2		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目	計24単位以上	
	専門教育科目		
	関連教育科目		
	※1 各自が所属するコースの「コース科目」		
	※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」		

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成31年度入学生 (JJ19台) 法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
		倫理A	2	倫理B	2	宗教学A	2	宗教学B	2
	西洋史A	2	西洋史B	2	東洋史A	2	東洋史B	2	
	西ア史A	2	西ア史B	2	日西文A	2	日西文B	2	
社会科学	法経社A	2	法経社B	2	政商教A	2	政商教B	2	
	教育の原理A	2	社会心理学A	2	地文育A	2	地文育B	2	
自然科学	数物理A	2	基礎数学A	2	統計学A	2	文化人類学A	2	
	新しい世界の科学A	2	自然界の物質化学A	2	生活環境の化学A	2	物理圏科学A	2	
総合系科目	地球環境	2	[生命・健康と医療]	2	国際化と日本	2	[科学・技術・情報と社会]	2	
教育科目	第1年次	フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンス・イングリッシュⅠ	1		
		フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	インターメディア・イングリッシュⅡ	1	アドバンス・イングリッシュⅡ	1		
外国語科目	第2年次	ドットフツ語Ⅰ	2	ドットフツ語Ⅱ	2				
		ドットフツ語Ⅲ	2	ドットフツ語Ⅳ	2				
保健体育科目	第3年次	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
		※生涯スポーツ演習Ⅱ	1						
単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								
専門教育科目	必修科目	憲法Ⅰ	2						
		民法Ⅰ	2						
	選択必修科目	債権総論Ⅰ	4	債権総論Ⅱ	4	民事訴訟法Ⅰ	4	民事訴訟法Ⅱ	4
		債権総論Ⅱ	4	債権総論Ⅲ	4	民事訴訟法Ⅲ	4	民事訴訟法Ⅳ	4
		債権総論Ⅲ	4	債権総論Ⅳ	4	民事訴訟法Ⅴ	4	民事訴訟法Ⅵ	4
		債権総論Ⅳ	4	債権総論Ⅴ	4	民事訴訟法Ⅶ	4	民事訴訟法Ⅷ	4
	コース	憲法Ⅱ	2	行政法Ⅰ	2	行政法Ⅱ	2	行政法Ⅲ	2
		民法Ⅱ	2	民法Ⅲ	2	民法Ⅳ	2	民法Ⅴ	2
		民法Ⅵ	2	民法Ⅶ	2	民法Ⅷ	2	民法Ⅷ	2
		民法Ⅷ	2	民法Ⅷ	2	民法Ⅷ	2	民法Ⅷ	2
選択科目	公共政策概論Ⅰ	2	情報処理論Ⅰ	2	[日本法制史]	4	[フランス法セミナーⅡ]	4	
	公共政策概論Ⅱ	2	情報処理論Ⅱ	2	[西洋法制史]	4	[アメリカ法セミナーⅢ]	4	
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成30年度入学生（JJ18台）法学部 法律学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 4 単位以上	
		総合系列科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計72単位以上
		第2外国語…………… 4 単位以上	
	保健体育科目…………… 4 単位		総計124単位以上
	単位互換科目		
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8 単位	40単位以上	計72単位以上
	選択必修科目…………… 14単位以上		
	自コース科目※1	64単位以上	
	他コース科目※2		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目		計24単位以上
	専門教育科目		
	関連教育科目		
		※1 各自が所属するコースの「コース科目」	
		※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」	

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成30年度入学生（JJ18台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目	
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理教通学A	2	論理教通学B	2
		倫理学A	2	倫理学B	2	宗本通学A	2	宗本通学B	2
	東洋史A	2	東洋史B	2	日西通学A	2	日西通学B	2	
	外国史論A	2	外国史論B	2	日西文文学A	2	日西文文学B	2	
社会科学	法政学A	2	法政学B	2	政経学A	2	政経学B	2	
	政治学A	2	政治学B	2	経商学A	2	経商学B	2	
自然科学	物理学A	2	物理学B	2	統計学A	2	統計学B	2	
	地球科学A	2	地球科学B	2	生活環境化学A	2	生活環境化学B	2	
総合系科目	地球環境	2	生命・健康と医療	2	国際化と日本	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2	
専門教育科目	必修科目	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	〔ドイツ語Ⅰ〕	2	〔ドイツ語Ⅱ〕	2				
保健体育科目	単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
	単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目	憲法入門	2						
		民法入門	2						
専門教育科目	選択必修科目	行政法	2	債権法	4	民事訴訟法	4	〔演習Ⅱa〕	4
		民法	2	債権法	4	民事訴訟法	4	〔演習Ⅱb〕	4
専門教育科目	法律総合コース	憲法	2	債権法	4	民事訴訟法	4	〔演習Ⅲ〕	4
		民法	2	債権法	4	民事訴訟法	4	〔演習Ⅳ〕	4
専門教育科目	公共法務コース	憲法	2	債権法	4	民事訴訟法	4	〔演習Ⅴ〕	4
		民法	2	債権法	4	民事訴訟法	4	〔演習Ⅵ〕	4
専門教育科目	総合政策コース	憲法	2	債権法	4	民事訴訟法	4	〔演習Ⅶ〕	4
		民法	2	債権法	4	民事訴訟法	4	〔演習Ⅷ〕	4
専門教育科目	選択科目	公共政策概論	2	情報処理論	4	〔日本法制史〕	4	〔フランス法セミナーⅡ〕	4
		世界外交史	4	英米法	2	〔西洋法制史〕	4	〔アメリカ法セミナーⅢ〕	4
関連教育科目	単位互換科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成29年度入学生（JJ17台）法学部 法律学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上	}	}	
		社会科学…………… 4 単位以上				
		自然科学…………… 4 単位以上				
		総合系列科目				
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計72単位以上	}	}	
		第2外国語…………… 4 単位以上				
	保健体育科目…………… 4 単位					
	単位互換科目					
(2)専門教育科目	}	必修科目…………… 8 単位	計72単位以上	}	}	
		選択必修科目…………… 14 単位以上				
		自コース科目※1				40単位以上
		他コース科目※2				
		選択科目				64単位以上
(3)自由履修単位	共通教育科目					
	専門教育科目	…………… 計24単位以上				
	関連教育科目					
		※1 各自が所属するコースの「コース科目」				
		※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」				

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成29年度入学生 (JJ17台) 法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目	
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理教通学A	2	論理教通学B	2
		倫理学A	2	倫理学B	2	宗本通学A	2	宗本通学B	2
	東洋史A	2	東洋史B	2	日西通学A	2	日西通学B	2	
	外国史論A	2	外国史論B	2	日西文文学A	2	日西文文学B	2	
社会科学	法政学A	2	法政学B	2	政経学A	2	政経学B	2	
	政治学A	2	政治学B	2	経商学A	2	経商学B	2	
自然科学	物理学A	2	物理学B	2	統計学A	2	統計学B	2	
	地球科学A	2	地球科学B	2	生活環境化学A	2	生活環境化学B	2	
総合科目	総合科目	2	総合科目	2	国際化と日本	2	国際化と日本	2	
育	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
	授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	ドイ ツ 語 I A	2	ドイ ツ 語 II A	2				
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ		1	※生涯スポーツ論		2			
	※生涯スポーツ演習Ⅱ		1						
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								
専	必修科目	憲法Ⅰ	2						
	選択必修科目	民法Ⅰ	2	債権各論Ⅰ	4	民事訴訟法Ⅰ	4	〔演習Ⅱa〕	4
門	法律総合コース			行政法Ⅰ	4	行政法Ⅱ	4	〔演習Ⅲ〕	4
				労働法Ⅰ	4	労働法Ⅱ	4	〔演習Ⅳ〕	4
育	公共法務コース			憲法Ⅱ	2	行政法Ⅲ	2	〔演習Ⅴ〕	2
				民法Ⅱ	4	民法Ⅲ	4	〔演習Ⅵ〕	4
科	総合政策コース			行政法Ⅳ	4	行政法Ⅳ	4	〔演習Ⅶ〕	4
				労働法Ⅱ	4	労働法Ⅱ	4	〔演習Ⅷ〕	4
目	選択科目	公共政策概論	2	情報処理論	4	〔日本法制史〕	4	〔フランス法セミナーⅡ〕	4
		世界外交史	4	英米法	2	〔西洋法制史〕	4	〔アメリカ法セミナーⅢ〕	4
関連教育科目	他大学の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成28年度入学生（JJ16台）法学部 法律学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上	}	}	
		社会科学…………… 4 単位以上				
		自然科学…………… 4 単位以上				
		総合系列科目				
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計72単位以上	}	}	
		第2外国語…………… 4 単位以上				
	保健体育科目…………… 4 単位					
	単位互換科目					
(2)専門教育科目	}	必修科目…………… 8 単位	計72単位以上	}	}	
		選択必修科目……………14単位以上				
		自コース科目※1				40単位以上
		他コース科目※2				
		選択科目				64単位以上
(3)自由履修単位	共通教育科目	計24単位以上	}	}	}	
	専門教育科目					
	関連教育科目					
		※1 各自が所属するコースの「コース科目」				
		※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」				

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成28年度入学生 (JJ16台) 法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目	
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理教通学A	2	論理教通学B	2
		倫理学A	2	倫理学B	2	宗本教通学A	2	宗本教通学B	2
	東洋史A	2	東洋史B	2	日西史論A	2	日西史論B	2	
	外国史論A	2	外国史論B	2	日西本洋文	2	日西本洋文	2	
社会科学	法政学A	2	法政学B	2	政経学A	2	政経学B	2	
	経済学A	2	経済学B	2	商教学A	2	商教学B	2	
自然科学	数学A	2	数学B	2	統計学A	2	統計学B	2	
	物理学A	2	物理学B	2	生活環境化学	2	生活環境化学	2	
総合系列科目	地球環境	2	生命・健康と医療	2	国際化と日本	2	科学・技術・情報と社会	2	
育	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
	授業科目		授業科目		授業科目		授業科目		
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	ドクトラン語ⅠA	2	ドクトラン語ⅡA	2				
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ		1	※生涯スポーツ論		2			
	単位互換科目 他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								
専	必修科目	憲法Ⅰ	2						
	選択必修科目	民法Ⅰ	2	債権総論Ⅰ	4	民事訴訟法Ⅰ	4	〔演習Ⅱa〕	4
門	法律総合コース			行政法Ⅰ	4	行政法Ⅱ	4	〔演習Ⅲ〕	4
				労働法Ⅰ	4	労働法Ⅱ	4	〔演習Ⅳ〕	4
育	公共法務コース			憲法Ⅱ	2	行政法Ⅲ	4	税務法Ⅰ	4
				国際法Ⅰ	4	国際法Ⅱ	4	税務法Ⅱ	4
科	総合政策コース			行政法Ⅲ	4	行政法Ⅳ	4	税務法Ⅲ	4
				労働法Ⅱ	4	労働法Ⅲ	4	税務法Ⅳ	4
目	選択科目	公共政策概論	2	情報処理論	4	〔日本法制史〕	2	〔フランス法セミナーⅠ〕	4
		世界外交史	4	英米法論	2	〔西洋法制史〕	4	〔アメリカ法セミナーⅠ〕	4
関連教育科目		他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和6年度入学生（JB24台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4単位以上	
		自然科学…………… 4単位以上	
		総合系列科目 学修基盤科目	
外国語科目	第1外国語…………… 8単位以上	計72単位以上	
	第2外国語…………… 4単位以上		
保健体育科目…………… 4単位			
単位互換科目			
(2)専門教育科目	必修科目…………… 4単位	計72単位以上	
	選択必修科目…………… 14単位以上		
	自コース科目※1		
	他コース科目※2		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目	計24単位以上	
	専門教育科目		
	関連教育科目		
※1 各自が所属するコースの「コース科目」 ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」			総計124単位以上

※イメージ図

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和6年度入学生（JB24台）法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲倫理学A	2	哲倫理学B	2	論理科学A	2	論理科学B	2
		日西史A	2	日西史B	2	東日西文A	2	東日西文B	2
	社会科学	法経学A	2	法経学B	2	政商学A	2	政商学B	2
		社会教育の原理・課程論	2	社会心理学	2	教育心理学	2	教育心理学	2
	自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計学	2	物理科学入門	2
新しい世界の地球科学		2	自然界の物質の化学	2	生活と環境の生物学	2	地球科学入門	2	
総合科目	福岡大学で考える現代社会	2	自然地理学(第3年次配当)	2					
学修基盤科目	データサイエンス・AI入門	2							
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	ドイ ツ 語Ⅰ A	2	ドイ ツ 語Ⅱ A	2				
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ演習Ⅱ	1					
	単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目	民法入門	2			民法特講Ⅱ	4		
	選択必修科目	憲法概論	2	債権総論	2	民法特講Ⅲa	4		
企業法コース		憲法裁判制度概論	2	債権総論	2	民法特講Ⅲb	4		
		企業法入門	2	債権総論	2	民法特講Ⅳ	4		
国際コース		国際関係学入門ゼミ	2	債権総論	2	民法特講Ⅳ	4		
		国際関係学ゼミ	4	債権総論	4	民法特講Ⅳ	4		
選択科目		国際コミュニケーション・法政事情Ⅰ	2	債権総論	4	民法特講Ⅳ	4		
		国際コミュニケーション・法政事情Ⅱ	2	債権総論	4	民法特講Ⅳ	4		
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和5年度入学生（JB23台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4単位以上	計12単位以上	}	}
		社会科学…………… 4単位以上			
		自然科学…………… 4単位以上			
		総合系列科目 学修基盤科目			
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8単位以上	}	}	}
		第2外国語…………… 4単位以上			
		保健体育科目…………… 4単位			
		単位互換科目			
(2)専門教育科目	}	必修科目…………… 4単位	40単位以上	}	}
		選択必修科目…………… 14単位以上			
		自コース科目※1			
		他コース科目※2			
		選択科目			
				68単位以上	計72単位以上
(3)自由履修単位	}	共通教育科目	計24単位以上	}	}
		専門教育科目			
		関連教育科目			
					総計124単位以上

※1 各自が所属するコースの「コース科目」
 ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

※イメージ図

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和5年度入学生（JB23台）法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲倫理学A	2	哲倫理学B	2	論理科学A	2	論理科学B	2
		日西史A	2	日西史B	2	宗東日西文A	2	宗東日西文B	2
	アジアの文化史A	2	アジアの文化史B	2	本洋文A	2	本洋文B	2	
	アジアの地理学A	2	アジアの地理学B	2	本洋文A	2	本洋文B	2	
	西アジアの地理学A	2	西アジアの地理学B	2	本洋文A	2	本洋文B	2	
社会科学	法経社会学A	2	法経社会学B	2	政商教育学A	2	政商教育学B	2	
	社会教育の原理・課程論A	2	社会教育の原理・課程論B	2	政商教育学A	2	政商教育学B	2	
自然科学	数学入門A	2	基礎数学A	2	統計学A	2	物理科学入門A	2	
	新しい世界の地球観A	2	自然界と物質の化学A	2	生活と環境の化学A	2	物理科学入門A	2	
総合系科目	福岡大学で考える現代社会	2	自然地理学(第3年次配当)	2	統計学A	2	物理科学入門A	2	
学修基盤科目	[データサイエンス・AI入門]	2			生活と環境の化学A	2	物理科学入門A	2	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	ドイ ツ 語Ⅰ A	2	ドイ ツ 語Ⅱ A	2				
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ演習Ⅱ	1					
	※生涯スポーツ演習Ⅱ	1							
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								
専門教育科目	必修科目	民法入門	2			民法特講Ⅱ	4		
	選択必修科目	憲法概論Ⅰ	2	債権総論Ⅰ	2	民法特講Ⅲa	4		
国際コース	企業法コース	憲法概論Ⅱ	2	債権総論Ⅱ	2	民法特講Ⅲb	4		
	国際コース	憲法概論Ⅲ	2	債権総論Ⅲ	2	民法特講Ⅲc	4		
選択科目	企業法コース	憲法概論Ⅳ	2	債権総論Ⅳ	2	民法特講Ⅲd	4		
	国際コース	憲法概論Ⅴ	2	債権総論Ⅴ	2	民法特講Ⅲe	4		
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								

(注) 1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 3) [] 内は、今年度休講。

令和4年度入学生（JB22台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4単位以上	
		自然科学…………… 4単位以上	
		総合系列科目 学修基盤科目	
外国語科目	第1外国語…………… 8単位以上	計72単位以上	
	第2外国語…………… 4単位以上		
保健体育科目…………… 4単位			
単位互換科目			
(2)専門教育科目	必修科目…………… 4単位	40単位以上 68単位以上	計72単位以上
	選択必修科目…………… 14単位以上		
	自コース科目※1		
	他コース科目※2		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目	計24単位以上	
	専門教育科目		
	関連教育科目		

総計124単位以上

- ※1 各自が所属するコースの「コース科目」
- ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

※イメージ図

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和4年度入学生（JB22台）法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲倫理学A	2	哲倫理学B	2	論理科学A	2	論理科学B	2
		日西史A	2	日西史B	2	東日西文A	2	東日西文B	2
	アジアの地理学A	2	アジアの文化学A	2	本洋文A	2	本洋文教	2	
	西アジアの地理学A	2	西アジアの文化学A	2	本洋文B	2	本洋文教	2	
	総合系列科目	地球環境	2	〔生命・健康と医療〕	2	国際化と日本	2	〔科学・技術・情報と社会〕	2
育	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア（作）・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア（作）・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
	※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターメディア（作）・イングリッシュⅢ	1					
	※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターメディア（作）・イングリッシュⅣ	1					
	第2	〔ドイ ツ 語Ⅰ A〕	2	ドイ ツ 語Ⅱ A	2				
専	必修科目	民法入門	2						
		憲法	2						
	選択必修科目	憲法	2	債権法Ⅰ	2	民法特講Ⅱ	4		
		判例制度概論	2	債権法Ⅱ	2	民法特講Ⅲ	4		
		企業法入門ゼミ	2	債権法Ⅲ	2	〔演習Ⅱ a〕	4		
育	企業法コース	法学部入門ゼミ	2	債権法Ⅳ	2	〔演習Ⅱ b〕	4		
		パワーアップゼミ	2	債権法Ⅴ	2	企業法務特別演習	4		
	国際コース	国際コミュニケーション・法政事情Ⅰ	2	債権法Ⅵ	2				
		国際コミュニケーション・法政事情Ⅱ	2	債権法Ⅶ	2				
		国際コミュニケーション海外研修	2	債権法Ⅷ	2				
選択科目	政治学入門	2	債権法Ⅷ	2					
	世界外交史	2	債権法Ⅸ	2					
関連教育科目									

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和3年度入学生（JB21台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4単位以上	
		自然科学…………… 4単位以上	
		総合系列科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8単位以上	計72単位以上
		第2外国語…………… 4単位以上	
	保健体育科目…………… 4単位		総計124単位以上
	単位互換科目		
(2)専門教育科目	必修科目…………… 4単位	40単位以上	計72単位以上
	選択必修科目…………… 14単位以上		
	自コース科目※1	68単位以上	
	他コース科目※2		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目		計24単位以上
	専門教育科目		
	関連教育科目		
		※1 各自が所属するコースの「コース科目」	
		※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」	

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和3年度入学生（JB21台）法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次								
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2	
		倫理史A	2	倫理史B	2	宗東日西文A	2	宗東日西文B	2	
	日西アジヤの地理学A	2	日西アジヤの文化学A	2	本洋文A	2	本洋文教	2		
	西アジヤの地理学B	2	西アジヤの文化学B	2	本洋文B	2	本洋文教	2		
社会科学	法経社会学A	2	法経社会学B	2	政商教育学A	2	政商教育学B	2		
	社会教育の原理・課程論	2	社会心理学	2	政商教育地文	2	政商教育地文	2		
自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2		
	新しい世界の自然	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球科学入門	2		
総合系科目	地球環境	2	自然地理学(第3年次配当)	2	マクロの生物学	2	自然地理学	2		
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1			
	第2	ドイ ツ 語Ⅰ A	2	ドイ ツ 語Ⅱ A	2	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1			
保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2					
		※生涯スポーツ演習Ⅱ	1							
	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目									
	必修科目	民法入門	2			民法特講Ⅱ	4			
	選択必修科目	憲法Ⅰ	2	債権法Ⅰ	2	民法特講Ⅲ	4			
		憲法Ⅱ	2	債権法Ⅱ	2	〔演習Ⅱa〕	4			
		裁判制度概論	2	債権法Ⅲ	2	演習Ⅱb	4			
		企業法入門	2	会社法Ⅰ	2	企業法務特別演習	4			
		法学部入門ゼミ	4	会社法Ⅱ	2					
		パワーアップゼミ	4	企業法総論	2					
専門教育科目	企業法コース	国際コミュニケーション・法政事情Ⅰ	4	企業法特講Ⅰ	4	演習Ⅲ	4			
		国際コミュニケーション・法政事情Ⅱ	4	企業法特講Ⅱ	4	債権法Ⅲ	2	商業登記法	2	
		国際コミュニケーション海外研修	2	債権法Ⅳ	2	民法特講Ⅳ	2	民事執行・保全法	2	
				債権法Ⅴ	2	民法特講Ⅴ	2	倒産法	2	
				債権法Ⅵ	2	民法特講Ⅵ	2	税法Ⅰ	2	
				債権法Ⅶ	2	民法特講Ⅶ	2	税法Ⅱ	2	
	国際コース				債権法Ⅷ	2	民法特講Ⅷ	2	税法Ⅲ	2
					債権法Ⅷ	2	民法特講Ⅷ	2	税法Ⅳ	2
					債権法Ⅷ	2	民法特講Ⅷ	2	税法Ⅴ	2
					債権法Ⅷ	2	民法特講Ⅷ	2	税法Ⅵ	2
					債権法Ⅷ	2	民法特講Ⅷ	2	税法Ⅶ	2
					債権法Ⅷ	2	民法特講Ⅷ	2	税法Ⅷ	2
					債権法Ⅷ	2	民法特講Ⅷ	2	税法Ⅷ	2
					債権法Ⅷ	2	民法特講Ⅷ	2	税法Ⅷ	2
選択科目	政治学入門	2	刑罰法Ⅰ	4	民法特講Ⅷ	2	〔アジア法セミナーⅡ〕	4		
	世界外交史Ⅰ	4	刑罰法Ⅱ	4	民法特講Ⅷ	2	〔ドイツ法セミナーⅡ〕	4		
関連教育科目				刑罰法Ⅲ	4	民法特講Ⅷ	2	〔フランス法セミナーⅡ〕	4	
				刑罰法Ⅳ	4	民法特講Ⅷ	2	〔アメリカ法セミナーⅢ〕	4	
				刑罰法Ⅴ	4	民法特講Ⅷ	2	インターンシップ	2	
				刑罰法Ⅵ	4	民法特講Ⅷ	2			
				刑罰法Ⅶ	4	民法特講Ⅷ	2			
				刑罰法Ⅷ	4	民法特講Ⅷ	2			
				刑罰法Ⅷ	4	民法特講Ⅷ	2			
				刑罰法Ⅷ	4	民法特講Ⅷ	2			
				刑罰法Ⅷ	4	民法特講Ⅷ	2			
				刑罰法Ⅷ	4	民法特講Ⅷ	2			
他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目										

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和2年度入学生（JB20台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4単位以上	計12単位以上	
		社会科学…………… 4単位以上		
		自然科学…………… 4単位以上		
		総合系列科目		
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8単位以上	計72単位以上	
		第2外国語…………… 4単位以上		
	保健体育科目…………… 4単位		総計124単位以上	
	単位互換科目			
(2)専門教育科目	自コース科目※1	必修科目…………… 4単位		計72単位以上
		選択必修科目…………… 14単位以上		
		他コース科目※2		
		選択科目		
		40単位以上		
(3)自由履修単位	共通教育科目	専門教育科目…………… 計24単位以上		
		関連教育科目		
		68単位以上		

※1 各自が所属するコースの「コース科目」
 ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和2年度入学生（JB20台）法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理学A	2	論理学B	2
		倫理学A	2	倫理学B	2	東洋学A	2	東洋学B	2
	日本文学A	2	日本文学B	2	東洋文芸A	2	東洋文芸B	2	
	アジアの地理学A	2	アジアの文化学A	2	本洋文芸A	2	本洋文芸B	2	
社会科学	法経学A	2	法経学B	2	政治学A	2	政治学B	2	
	社会学A	2	社会学B	2	商教地学A	2	商教地学B	2	
自然科学	数学A	2	基礎数学B	2	統計学A	2	物理人類学B	2	
	新理の地球環境	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球科学入門	2	
総合系科目	地球環境	2	自然地理学(第3年次配当)	2	マクロの生物学	2	自然	2	
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	ドイ ツ 語Ⅰ A	2	ドイ ツ 語Ⅱ A	2				
保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
	単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目	民法入門	2			民法特講Ⅱ	4		
	選択必修科目	憲法Ⅰ	2	債権法Ⅰ	2	民法特講Ⅲ	4		
国際コース	企業法コース			民法特講Ⅳ	4	〔演習Ⅱa〕	4		
	国際コース			民法特講Ⅴ	4	演習Ⅱb	4		
選択科目				民法特講Ⅵ	4	演習Ⅲ	4		
				民法特講Ⅶ	4	商業登記法	2		
関連教育科目		他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成31年度入学生（JB19台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 4 単位以上	
		総合系列科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計72単位以上
		第2外国語…………… 4 単位以上	
	保健体育科目…………… 4 単位		総計124単位以上
	単位互換科目		
(2)専門教育科目	必修科目…………… 4 単位	40単位以上	計72単位以上
	選択必修科目…………… 14単位以上		
	自コース科目※1	68単位以上	
	他コース科目※2		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目		計24単位以上
	専門教育科目		
	関連教育科目		
		※1 各自が所属するコースの「コース科目」	
		※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」	

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成31年度入学生 (JB19台) 法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲倫理学A	2	哲倫理学B	2	論理学A	2	論理学B	2
		日西史A	2	日西史B	2	東日西文A	2	東日西文B	2
	アジアの地理学A	2	アジアの文化学A	2	本洋文芸A	2	本洋文芸B	2	
	西アジアの地理学A	2	西アジアの文化学A	2	本洋文芸B	2	本洋文芸C	2	
社会科学	法経社会学A	2	法経社会学B	2	政商教育学A	2	政商教育学B	2	
	社会教育の原理・課程論A	2	社会教育の原理・課程論B	2	政商教育誌	2	政商教育誌	2	
自然科学	数学入門A	2	基礎数学B	2	統計入門A	2	統計入門B	2	
	物理の世界A	2	自然界と物質の化学A	2	生活と環境の化学A	2	生活と環境の化学B	2	
総合系列科目	自然科学と人間環境A	2	自然地理学(第3年次配当)	2	マクロの生物学	2	自然地理学	2	
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
保健体育科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターメディア・イングリッシュⅢ	1				
	第2	※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターメディア・イングリッシュⅣ	1				
単位互換科目		他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
必修科目	民法入門	2	債権各論	4	民法特講Ⅱ	4			
	憲法	2	債権総論	4	民法特講Ⅲ	4			
選択必修科目	憲法裁判制度概論	2	債権総論	4	民法特講Ⅲa	4			
	企業実務と法	2	債権総論	4	民法特講Ⅲb	4			
専門教育科目	ビジネス・マネージメント	4	債権総論	4	企業法務特別演習	4			
	インターナショナルスタディ	4	債権総論	4					
選択科目	政治学入門	2	行政法Ⅰ	4	演習Ⅱ	4	演習Ⅲ	4	
	世界外交史	4	行政法Ⅱ	4	演習Ⅳ	4	演習Ⅴ	4	
関連教育科目		他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成30年度入学生（JB18台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 4 単位以上	
		総合系列科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計72単位以上
		第2外国語…………… 4 単位以上	
	保健体育科目…………… 4 単位		総計124単位以上
	単位互換科目		
(2)専門教育科目	必修科目…………… 4 単位	40単位以上	計72単位以上
	選択必修科目…………… 14単位以上		
	自コース科目※1	68単位以上	
	他コース科目※2		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目		計24単位以上
	専門教育科目		
	関連教育科目		
		※1 各自が所属するコースの「コース科目」	
		※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」	

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成30年度入学生 (JB18台) 法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲倫理学A	2	哲倫理学B	2	論宗理学A	2	論宗理学B	2
		日東史A	2	日東史B	2	日本通史A	2	日本通史B	2
	中国史A	2	中国史B	2	日西通史A	2	日西通史B	2	
	外国史A	2	外国史B	2	日西本洋文A	2	日西本洋文B	2	
社会科学	法政治学A	2	法政治学B	2	政治学A	2	政治学B	2	
	法政治学概論A	2	法政治学概論B	2	政治学概論A	2	政治学概論B	2	
自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2	
	世界の地理	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球科学入門	2	
総合系科目	自然環境	2	自然地理学(第3年次配当)	2	マクロの生物学	2	自然環境	2	
育	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	ドイ ツ 語Ⅰ A	2	ドイ ツ 語Ⅱ A	2				
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ		1	※生涯スポーツ		2			
	※生涯スポーツ演習Ⅱ		1						
単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								
専	必修科目	民法入門	2	債権各論	4	民法特講Ⅱ	4		
		憲法	2	債権総論	4	民法特講Ⅲ	4		
門	選択必修科目	憲法判例概論	2	債権総論	4	民法特講Ⅲa	4		
		企業実務と法	2	債権総論	4	民法特講Ⅲb	4		
教	コース	ビジネス管理		行政法Ⅰ	4	民法特講Ⅲc	4		
		コース		行政法Ⅱ	4	民法特講Ⅲd	4		
育	選択科目	政治学入門	2	行政法Ⅲ	4	民法特講Ⅲe	4		
		アメリカ法セミナーⅠ	4	行政法Ⅳ	4	民法特講Ⅲf	4		
科	選択科目	政治学入門	2	行政法Ⅴ	4	民法特講Ⅲg	4		
		アメリカ法セミナーⅠ	4	行政法Ⅵ	4	民法特講Ⅲh	4		
目	選択科目	政治学入門	2	行政法Ⅶ	4	民法特講Ⅲi	4		
		アメリカ法セミナーⅠ	4	行政法Ⅷ	4	民法特講Ⅲj	4		
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成29年度入学生（JB17台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 4 単位以上	
		総合系列科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8 単位以上	計72単位以上
		第2外国語…………… 4 単位以上	
	保健体育科目…………… 4 単位		総計124単位以上
	単位互換科目		
(2)専門教育科目	必修科目…………… 4 単位	40単位以上	計72単位以上
	選択必修科目…………… 14単位以上		
	自コース科目※1	68単位以上	
	他コース科目※2		
	選択科目		
(3)自由履修単位	共通教育科目		計24単位以上
	専門教育科目		
	関連教育科目		
		※1 各自が所属するコースの「コース科目」	
		※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」	

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成29年度入学生 (JB17台) 法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論宗理A	2	論宗理B	2
		倫理学A	2	倫理学B	2	教史通A	2	教史通B	2
	日本文学A	2	日本文学B	2	本通A	2	本通B	2	
	東洋史A	2	東洋史B	2	日西通A	2	日西通B	2	
社会科学	政治学A	2	政治学B	2	政治学A	2	政治学B	2	
	経済学A	2	経済学B	2	経済学A	2	経済学B	2	
自然科学	社会学A	2	社会学B	2	社会学A	2	社会学B	2	
	心理学A	2	心理学B	2	心理学A	2	心理学B	2	
総合系科目	数理学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2	
	新理の地球	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球科学入門	2	
	自然科学と人間	2	ミクロの生物科学	2	マクロの生物科学	2	自然地理学	2	
	地球環境	2	自然地理学(第3年次配当)	2	国際化と日本	2	(科学・技術・情報と社会)	2	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
第2	ドイ ツ 語Ⅰ A	2	ドイ ツ 語Ⅱ A	2					
	フ ラ ンス 語Ⅰ A	2	フ ラ ンス 語Ⅱ A	2					
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2					
	※生涯スポーツ演習Ⅱ	1							
単位互換科目 他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目									
専門教育科目	必修科目	民法入門	2						
		憲法総論Ⅰ	2						
選択必修科目		債権各論	4	民法特講Ⅱ	4				
	憲法判例概論	2	債権各論	4	民法特講Ⅲ	4			
コース	ビジネス・マネージメント	企業実務と法	2	債権各論	4	民法特講Ⅲa	4		
		法学部入門ゼミ	2	債権各論	4	民法特講Ⅲb	4		
コース	インターナショナルスタディ	パワーアップゼミ	4	債権各論	4	企業法務特別演習	4		
		国際コミュニケーション・法政事情Ⅰ	4	行政法Ⅰ	4				
選択科目		国際コミュニケーション・法政事情Ⅱ	4	親族法	4	演習Ⅱ	4	演習Ⅲ	4
		国際コミュニケーション海外研修	2	労働法	4	債権総論	4	商業登記法	2
関連教育科目				消費者法	2	民法特講Ⅳ	4	民事執行法	2
				アメリカ法政事情	2	民法特講Ⅳa	4	民事執行法	2
				アメリカ海外研修	2	民法特講Ⅳb	4	倒産法	2
				アジア法政事情	2	民法特講Ⅳc	4	税理法	4
				アジア海外研修	2	民法特講Ⅳd	4	税理法	4
				[E U 法政事情]	2	民法特講Ⅳe	4	税理法	4
				[E U 海外研修]	2	民法特講Ⅳf	4	税理法	4
				国際法総論	4	民法特講Ⅳg	4	税理法	4
				国際私法	4	民法特講Ⅳh	4	税理法	4
				国際公法	2	民法特講Ⅳi	4	税理法	4
				国際知的財産法	2	民法特講Ⅳj	4	税理法	4
				国際民事手続法	2	民法特講Ⅳk	4	税理法	4
				国際経済法	4	民法特講Ⅳl	4	税理法	4
				国際税務法	2	民法特講Ⅳm	4	税理法	4
				アジア太平洋関係論	2	民法特講Ⅳn	4	税理法	4
				知的財産法	2	民法特講Ⅳo	4	税理法	4
				環境法	2	民法特講Ⅳp	4	税理法	4
				比較憲法	2	民法特講Ⅳq	4	税理法	4
				観光学	2	民法特講Ⅳr	4	税理法	4
				[N P O 論]	2	民法特講Ⅳs	4	税理法	4
				マスメディア論	2	民法特講Ⅳt	4	税理法	4
				政治学入門	2	民法特講Ⅳu	4	税理法	4
				世界外交セミナーⅠ	4	民法特講Ⅳv	4	税理法	4
				刑罰学原論	4	民法特講Ⅳw	4	税理法	4
				社会学原論	4	民法特講Ⅳx	4	税理法	4
				情報処理論	4	民法特講Ⅳy	4	税理法	4
				キャリアプランニング	2	民法特講Ⅳz	4	税理法	4
				アジア法セミナーⅠ	4	民法特講Ⅳaa	4	税理法	4
				[ドイツ法セミナーⅠ]	4	民法特講Ⅳab	4	税理法	4
				[フランス法セミナーⅠ]	4	民法特講Ⅳac	4	税理法	4
				アメリカ法セミナーⅡ	4	民法特講Ⅳad	4	税理法	4
						民法特講Ⅳae	4	税理法	4
						民法特講Ⅳaf	4	税理法	4
						民法特講Ⅳag	4	税理法	4
						民法特講Ⅳah	4	税理法	4
						民法特講Ⅳai	4	税理法	4
						民法特講Ⅳaj	4	税理法	4
						民法特講Ⅳak	4	税理法	4
						民法特講Ⅳal	4	税理法	4
						民法特講Ⅳam	4	税理法	4
						民法特講Ⅳan	4	税理法	4
						民法特講Ⅳao	4	税理法	4
						民法特講Ⅳap	4	税理法	4
						民法特講Ⅳaq	4	税理法	4
						民法特講Ⅳar	4	税理法	4
						民法特講Ⅳas	4	税理法	4
						民法特講Ⅳat	4	税理法	4
						民法特講Ⅳau	4	税理法	4
						民法特講Ⅳav	4	税理法	4
						民法特講Ⅳaw	4	税理法	4
						民法特講Ⅳax	4	税理法	4
						民法特講Ⅳay	4	税理法	4
						民法特講Ⅳaz	4	税理法	4
						民法特講Ⅳba	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbb	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbc	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbd	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbe	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbf	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbg	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbh	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbi	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbj	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbk	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbl	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbm	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbn	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbo	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbp	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbq	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbr	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbs	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbt	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbu	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbv	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbw	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbx	4	税理法	4
						民法特講Ⅳby	4	税理法	4
						民法特講Ⅳbz	4	税理法	4
						民法特講Ⅳca	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcb	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcc	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcd	4	税理法	4
						民法特講Ⅳce	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcf	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcg	4	税理法	4
						民法特講Ⅳch	4	税理法	4
						民法特講Ⅳci	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcj	4	税理法	4
						民法特講Ⅳck	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcl	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcm	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcn	4	税理法	4
						民法特講Ⅳco	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcp	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcq	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcr	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcs	4	税理法	4
						民法特講Ⅳct	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcu	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcv	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcw	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcx	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcy	4	税理法	4
						民法特講Ⅳcz	4	税理法	4
						民法特講Ⅳda	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdb	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdc	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdd	4	税理法	4
						民法特講Ⅳde	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdf	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdg	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdh	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdi	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdj	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdk	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdl	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdm	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdn	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdo	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdp	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdq	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdr	4	税理法	4
						民法特講Ⅳds	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdt	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdu	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdv	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdw	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdx	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdy	4	税理法	4
						民法特講Ⅳdz	4	税理法	4
						民法特講Ⅳea	4	税理法	4
						民法特講Ⅳeb	4	税理法	4
						民法特講Ⅳec	4	税理法	4

令和6年度入学生(24台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
 - 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
 - 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次49単位、第4年次38単位、第5年次37単位、第6年次29単位を超えてはならない。
 - 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
 - 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科及び東アジア地域言語学科の学生は、多言語強化プログラムを履修することができる。
 - 3 多言語強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。多言語強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
 - 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

- 2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
 - (2) 物理科学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上
 - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上
 - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
 - (2) 物理科学科の学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理科学研究の2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (3) 化学科の学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験・実習科目から18単位以上及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から6単位以上、自然科学から6単位以上、計12単位以上、必修の外国語科目8単位、保健体育科目2単位、合計34単位以上、専門教育科目については18単位、総計52単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、50単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計18単位以上、専門基礎科目について必修科目の17単位、専門教育科目について必修科目の8単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の26単位、専門教育科目について必修科目の34単位、合計88単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、第3年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の1単位、専門教育科目について必修科目の13単位及び選択必修科目の1単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の27単位、専門教育科目について必修科目の60単位及び選択必修科目の1単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計20単位以上、専門教育科目について、1年次の必修科目1単位、1年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から9単位以上、臨床薬学から3単位以上を含め計15単位以上、合計36単位以上を修得していなければならない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次の必修科目5単位、2年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から16単位以上、衛生薬学から2単位以上、医療薬学から4単位以上、臨床薬学から1単位以上を含め計27単位以上、合計48単位以上、総計74単位以

上を修得していなければならない。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から4単位以上、衛生薬学から4単位以上、医療薬学から10単位以上、臨床薬学から3単位以上を含め計25単位以上、合計80単位以上、総計108単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目32単位以上、4年次の必修科目13単位、4年次の選択必修科目のうち、衛生薬学から2単位以上、医療薬学から8単位以上、臨床薬学から2単位以上を含め計14単位以上、合計107単位以上、総計135単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目32単位以上、4年次科目27単位以上、5年次の必修科目32単位、計139単位以上、合計167単位以上を修得していなければならない。

2 薬学部のクリニカルファーマシスト養成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第9項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

令和5年度入学生(23台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
 - 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
 - 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
 - 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
 - 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語ⅠA及びドイツ語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語ⅠA及びフランス語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科及び東アジア地域言語学科の学生は、多言語強化プログラムを履修することができる。
 - 3 多言語強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。多言語強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
 - 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

- 2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理科学研究の2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目16単位及び選択必修実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験・実習科目から18単位以上及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目20単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

- 2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

- 3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から6単位以上、自然科学から7単位以上、計13単位以上、必修の外国語科目8単位、保健体育科目2単位、合計35単位以上、専門教育科目については18単位、総計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

- 2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計18単位以上、専門基礎科目について必修科目の17単位、専門教育科目について必修科目の8単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。
(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の26単位、専門教育科目について必修科目の34単位、合計88単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
(3) 第3年次前期終了時において、第3年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の1単位、専門教育科目について必修科目の13単位及び選択必修科目の1単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。
(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の27単位、専門教育科目について必修科目の60単位及び選択必修科目の1単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

令和4年度入学生(22台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
 - 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
 - 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
 - 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
 - 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。
 - 3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
 - 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

- 2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目16単位及び選択必修実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験・実習科目から18単位以上及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目20単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

- 2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

- 3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から6単位以上、自然科学から7単位以上、計13単位以上、必修の外国語科目8単位、保健体育科目2単位、合計35単位以上、専門教育科目については18単位、総計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

- 2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計18単位以上、専門基礎科目について必修科目の17単位、専門教育科目について必修科目の8単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。
(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の26単位、専門教育科目について必修科目の34単位、合計88単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
(3) 第3年次前期終了時において、第3年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の1単位、専門教育科目について必修科目の13単位及び選択必修科目の1単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。
(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目8単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の27単位、専門教育科目について必修科目の60単位及び選択必修科目の1単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

令和3年度入学生 (21台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
 - 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
 - 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
 - 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
 - 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。
- 第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に配当している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。
- 第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。
- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。
- 第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。
- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語ⅠA及びドイツ語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語ⅠA及びフランス語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
 - (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。
- 2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。
 - 3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。
- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。
 - 3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

- 2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 4 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単

位及び共通教育科目の外国語科目 8 単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目） 8 単位及び共通教育科目の外国語科目 8 単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第 6 条の 6 工学部の学生は、2 年以上在学し、60 単位以上を修得していなければ、第 3 年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3 年以上在学し、第 1・2 年次必修の第 1 外国語科目 6 単位、選択必修の第 2 外国語科目 4 単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第 1 項の60単位・第 2 項の100単位に算入する総合教養科目、第 1 外国語科目、第 2 外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12 単位までとする。
(2) 第 1 項の60単位に算入するのは、第 1 外国語科目の必修科目 6 単位、第 2 外国語科目の選択必修科目 4 単位までとする。また、第 2 項の100単位に算入するのは、第 1 外国語科目の必修科目 8 単位、第 2 外国語科目の選択必修科目 4 単位までとする。
(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第 6 条の 7 医学部医学科の学生は、第 1 学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より 6 単位以上、自然科学より 15 単位以上、計 21 単位以上、外国語科目の第 1 外国語 8 単位、第 2 外国語 4 単位以上、計 12 単位以上、保健体育科目の 2 単位、専門教育科目については 18 単位、合計 53 単位以上を修得しなければ、第 2 学年に進級することができない。ただし、51 単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第 2 学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第 2 学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は 3 年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第 1 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より 10 単位以上、自然科学より 2 単位以上、必修の外国語科目 4 単位、必修の保健体育科目 2 単位、計 18 単位以上、専門基礎科目について必修科目の 17 単位、専門教育科目について必修科目の 8 単位、合計 43 単位以上を修得していなければ第 2 年次に進級することができない。
(2) 第 2 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より 12 単位以上、自然科学より 4 単位以上、必修の外国語科目 8 単位、選択必修の外国語科目より 2 単位以上、必修の保健体育科目 2 単位、計 28 単位以上、専門基礎科目について必修科目の 26 単位、専門教育科目について必修科目の 34 単位、合計 88 単位以上を修得していなければ第 3 年次に進級することができない。
(3) 第 3 年次前期終了時において、第 3 年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の 1 単位、専門教育科目について必修科目の 13 単位及び選択必修科目の 1 単位を修得していなければ、第 3 年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第 3 年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。
(4) 第 3 年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より 12 単位以上、自然科学より 4 単位以上、必修の外国語科目 8 単位、選択必修の外国語科目より 2 単位以上、必修の保健体育科目 2 単位、計 28 単位以上、専門基礎科目について必修科目の 27 単位、専門教育科目について必修科目の 60 単位及び選択必修科目の 1 単位、合計 116 単位以上を修得していなければ第 4 年次に進級することができない。

第 6 条の 8 薬学部の学生は、第 1 年次から第 5 年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

令和2年度入学生(20台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目（教科に関する科目を含む。）の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

- 2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

- 3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

- 2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。
(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取消す。
(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計

20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成31年度入学生 (19台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含

め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成30年度入学生 (18台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A 及びドイツ語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A 及びフランス語 I B の計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。
第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部のクリエイティブ・マネジメントプログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目29単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

(2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

(1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科

目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。

- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員

は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成29年度入学生 (17台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、次の各号に定める条件を満たしていなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、2年以上在学し、ドイツ語 I A及びドイツ語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、2年以上在学し、フランス語 I A及びフランス語 I Bの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (3) ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、原則として、1年以上在学し、前年度の専門教育科目のGPA評価が3.0以上でなければ、他コースの授業科目の登録をすることができない。

2 人文学部の英語学科、ドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、語学力強化プログラムを履修することができる。

3 語学力強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。語学力強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

- 2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。
- 3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
- (2) 物理数学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
- (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
- (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
- (2) 物理数学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。

(2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。

(3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。

(3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。

(4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

(1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という。）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。

(2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。

(3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、

3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

(5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

(1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合

(2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取りやめることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

平成28年度入学生 (16台)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である科目を履修することはできない。

第3条 各授業科目の単位数は、次の基準による。(学則第32条参照)

- (1) 講義・演習・外国語……15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習・実技……30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合の単位数は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。

ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。
- (2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

- (1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。ただし、前年度における修得単位数が41単位に不足するときは、これに加えてその不足単位数に相当する単位を8単位を限度に履修することができる。
- (2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
- (1) 応用数学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (2) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (3) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部看護学科の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次40単位、第4年次36単位、第5年次34単位、第6年次37単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、再度その学年の専門教育科目の全科目を受講し、受験しなければならない。その学年における専門教育科目の既得の全科目は、すべてこれを無効とする。

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定に関わらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。ただし、上位年次への進級又は卒業に関わるときは、教授会の承認を経て4単位までの登録を認めることがある。

第6条 人文学部のドイツ語学科及びフランス語学科の学生は、2年以上在学し、次の各号に定める授業科目の単位を修得していなければ、当該各号に定める授業科目の登録をすることができない。

- (1) ドイツ語学科の学生は、ドイツ語ⅠA及びドイツ語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。
- (2) フランス語学科の学生は、フランス語ⅠA及びフランス語ⅠBの計4単位を修得していなければ、第3・4年次授業科目のうち、専門教育科目の各演習及び各講読の登録をすることができない。

第6条の2 法学部法律学科の学生は、法律特修プログラムを履修することができる。

2 法律特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。法律特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム（以下この条において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

VI. 諸 規 程

- (1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目11単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。
 - (3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、化学コースの学生は専門教育科目については、第2年次までの選択必修実験科目10単位以上を含む。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。
- 2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。
- (1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目25単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。
 - (2) 物理科学科において、物理科学コースの学生は、専門教育科目の必修実験科目10単位及び物理学基礎ゼミナール、物理科学研究Ⅰ、物理科学研究Ⅱの各2単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (3) 化学科において、化学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの選択必修実験科目から12単位以上及び系別の必修科目のうち実験科目4単位並びに共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上、ナノサイエンス・インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の必修実験科目22単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目の選択必修科目（A・B・C群のうちのいずれかの科目群の全科目）8単位及び共通教育科目の外国語科目8単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- 第6条の6 工学部の学生は、2年以上在学し、60単位以上を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3年以上在学し、第1・2年次必修の第1外国語科目6単位、選択必修の第2外国語科目4単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第4年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第1項の60単位・第2項の100単位に算入する総合教養科目、第1外国語科目、第2外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12単位までとする。
- (2) 第1項の60単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目6単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。また、第2項の100単位に算入するのは、第1外国語科目の必修科目8単位、第2外国語科目の選択必修科目4単位までとする。
- (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は20単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

第6条の7 医学部医学科の学生は、第1学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学及び総合系列科目より6単位以上、自然科学より15単位以上、計21単位以上、外国語科目の第1外国語8単位、第2外国語4単位以上、計12単位以上、保健体育科目の2単位、専門教育科目については18単位、合計53単位以上を修得しなければ、第2学年に進級することができない。ただし、51単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第2学年に進級させることがある。

この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第2学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は3年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より8単位以上、自然科学より2単位以上、必修の外国語科目4単位、必修の保健体育科目2単位、計16単位以上、必修の専門基礎科目18単位、専門教育科目9単位、合計43単位以上を修得していなければ第2年次に進級することができない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、必修の保健体育科目2単位、計24単位以上、必修の専門基礎科目28単位、必修の専門教育科目37単位、合計89単位以上を修得していなければ第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次前期終了時において、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、並びに第3年次前期に開講する必修の専門基礎科目1単位、必修の専門教育科目10単位を修得していなければ、第3年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第3年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。
- (4) 第3年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より4単位以上、必修の外国語科目6単位、選択必修の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計26単位以上、必修の専門基礎科目29単位、必修の専門教育科目61単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計18単位以上、専門教育科目について、1年次の選択科目のうち、物理分野から2単位以上、化学分野から6単位以上、生物分野から4単位以上、総合分野から1単位以上を含め計20単位以上、合計38単位以上を修得していなければならない。ただし、学則第23条第2項第1号の規定に該当し編入学する者（以下「学士入学者」という）は、共通教育科目については、計18単位以上の修得をもって足りる。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次の必修科目4単位、2年次の選択科目のうち、物理分野から4単位以上、化学分野から4単位以上、生物分野から4単位以上、衛生分野から2単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から2単位以上を含め計28単位以上、合計52単位以上、総計78単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計26単位以上の修得をもって足りる。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択科目のうち、物理分野から3単位以上、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、衛生分野から1単位以上、薬理分野から2単位以上、薬剤分野から4単位以上、実務分野から1単位以上を含め計19単位以上、合計78単位以上、総計106単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次の必修科目12単位、4年次の選択科目のうち、化学分野から1単位以上、生物分野から1単位以上、薬理分野から1単位以上、薬剤分野から1単位以上、実務分野から1単位以上を含め計9単位以上、合計99単位以上、総計127単位以上を修得していなければならない。

ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目8単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目20単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目26単位以上、4年次科目21単位以上、5年次の必修科目32単位、計131単位以上、合計159単位以上を修得していなければならない。ただし、学士入学者は、共通教育科目については、計28単位以上の修得をもって足りる。

第7条 同一時間に二つ以上の科目を重複して登録することはできない。

第8条 学生は、学年始めの登録日にその学年において履修しようとする授業科目について、所定の方法で登録手続きをしなければならない。

第9条 登録日以後の登録は、一切認めない。

2 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ、教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録手続きをした授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合。
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録手続きをした授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く）について、登録の変更、追加、削除をする場合。

第3章 受 講

第10条 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

第11条 講義は、その開講期間によって、次の5種類とする。

- (1) 通年講義（1年間の継続講義）
- (2) 前期完結講義（前期開講、前期完結の講義）
- (3) 後期完結講義（後期開講、後期完結の講義）
- (4) 集中講義（休暇中の講義）
- (5) 臨時講義

第12条 選択科目は、年度により開講しないことがある。開講した講義でも、受講人員が10人に満たない場合は、開講を取止めることがある。

第13条 各講義は、その内容、教室の都合により、受講人員を制限することがある。

第14条 演習に出席常でない者及び研究報告をおこたる者は、演習及び論文の登録を取り消す。受講人員は20人を原則とする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

福岡大学成績考査規程

第1条 福岡大学学則（以下「学則」という。）に定める試験の実施及び成績考査については、学則第35条から第39条までに定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 試験は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 試験時に筆記により行うもの
- (2) 教務委員会が認めた方法により行うもの

第2条の2 各授業科目の成績の評価は、試験により行う。ただし、平素の学習状況を考慮することができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、教授会等において、演習、演習及び論文、実習、実験、実技その他これに準ずるものと認められた授業科目又はその開講期間内に適正な成績評価を行うことが可能であると認められた授業科目の成績については、試験によらず、これを評価することができる。

3 開講期間が通年の授業科目の成績評価を行うときは、各学期の成績を考慮する。

4 授業科目を履修し、合格の成績評価を得た学生には、その授業科目所定の単位を与える。ただし、各学期の授業料等納入金又は各授業科目の受講料を納入していないときは、当該各学期又は当該各授業科目についての成績評価を行わない。

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、試験を受けることができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目をその学年において登録していないとき。
- (2) 受験中に学生証を所持していないとき。
- (3) 試験開始後20分以上遅刻したとき。

2 前項の規定により、試験を受けなかった授業科目は無効とする。

第3条の2 医学部医学科の時間制の授業科目については、出席時間数が授業を行った時間数の3分の2に満たない場合、原則として試験を受けることができない。

2 医学部看護学科の専門基礎科目及び専門教育科目の講義・演習科目については、出席回数が実施授業回数の3分の2に満たない場合、原則として試験を受けることができない。その場合、当該授業科目の成績評語は放棄とし、追試験の対象としない。また、専門教育科目の実習科目については、出席回数が実施授業回数の4分の3に満たない場合、原則として成績評価を受けることができない。その場合も当該科目の成績評語は放棄とする。

第4条 成績評価は評点をもって行い、成績通知は評点又は秀(A)、優(B)、良(C)、可(D)、不可(F)、放棄(H)の成績評語をもって行う。ただし、教務委員会が認める授業科目（評点による成績評価を行わない授業科目に限る。）については、評点及び成績評語によらず、合否のみにより成績評価及び成績通知を行うことができる。

2 次の各号に掲げる成績評語は、当該各号に定める評点等を基準に区分する。

- (1) 秀(A) 100点から90点まで
- (2) 優(B) 89点から80点まで
- (3) 良(C) 79点から70点まで
- (4) 可(D) 69点から60点まで
- (5) 不可(F) 59点以下
- (6) 放棄(H) 試験放棄又は成績評価不能

3 第1項本文の規定により成績評価を行う授業科目は、前項の成績標語が秀(A)、優(B)、良(C)及び可(D)であるものを合格とし、不可(F)であるものを不合格とする。

4 履修した授業科目のうち、第1項本文の規定により成績評価を行うものについては、評点等に応じ、次に掲げる GP 評点を与える。

- (1) 100点から90点まで=4.0
- (2) 89点から80点まで=3.0
- (3) 79点から70点まで=2.0

(4) 69点から60点まで=1.0

(5) 59点以下及び試験放棄又は成績評価不能=0.0

5 履修した評点により成績評価を行う各授業科目のGP評点に当該各授業科目の単位数を乗じて算出した値の総和を履修登録した授業科目の総単位数で除した値を、GPA評価とする。ただし、福岡大学(以下「本学」という。)における授業科目の履修により修得したものとみなして単位を認定した授業科目及び合否のみにより成績評価を行う授業科目については、GPA評価の対象としない。

第5条 受験中に不正行為を行った者に対しては、当該期間(前期又は後期)に完結する全授業科目及び通年で実施する全授業科目を放棄とみなす。

2 前項で放棄とみなした科目については、追試験の対象としない。

第5条の2 受験中に答案を持ち出した者に対しては、その受験科目を放棄とみなす。

2 前項で放棄とみなした科目については、追試験の対象としない。

第6条 病気その他やむを得ない理由によって定期試験を受験することができなかった者に対しては、本人の願出により追試験を行うことがある。

2 追試験の願出は、所定の書式により、病気の場合には医師の診断書を、病気以外のやむを得ない理由の場合には証明書を添え、定期試験終了後5日以内に学生課に提出しなければならない。

第7条 追試験は、定期試験終了後本学が定める日に1回だけ行う。

第8条 追試験を受験した者の評価は、80点を限度とする。ただし、情状によりこの制限を免除し、又は緩和することがある。

第9条 合格点の成績評価を得た授業科目は、再履修することができない。

第10条 授業科目の再履修により合格点を得た場合は、その合格点をもって以前の不合格点に代える。

第11条 追試験の受験料は1科目につき2,000円とする。ただし、情状によりこれを減額又は免除することがある。

2 いったん納めた受験料は、これを返還しない。

第12条 次の者に対しては、本人の願出により当該年度に受験した定期試験の授業科目について、学年末に再試験を行うことがある。

(1) 第4年次以上(薬学部は第6年次以上)の卒業見込者にして、既得単位数と新たに登録した単位数との和が卒業に必要な単位数に達し、かつ、その必要単位数のうち8単位以内の不合格点を得た者(後期の追試験の結果、不合格点を得た者を除く。)

(2) 教職課程、博物館学芸員課程、社会教育主事課程及び日本語教員課程資格取得を目的とする場合、第4年次以上の卒業見込者にして、既得単位数と新たに登録した単位数との和が各課程の資格取得に必要な単位数に達し、かつ、その必要単位数のうち各課程につき4単位以内の不合格点を得た者。(当該学科の卒業に必要な単位数に算入しない科目に限る。)ただし、後期の追試験の結果、不合格点を得た者を除く。

(3) 理学部の第2年次生にして、不合格の成績評価を得た者(後期の追試験の結果、不合格点を得た者を除く。)

(4) 医学部医学科の学生にして、不合格の成績評価を得た者。ただし、単位制の授業科目については、15単位以内とする。第3学年及び第4学年の専門教育科目については、その学年の授業科目数の60パーセント以内とする。(追試験の結果、不合格点を得た授業科目を含む。)

(5) 医学部看護学科の第1年次生から第3年次生については、次のとおりとする。

ア 第1年次生及び第2年次生にして、不合格の成績評価を得た者で、再試験により、進級の見込みのある者。ただし、各年次8単位以内とする。(各年次の後期の追試験の結果、不合格点を得た授業科目を除く。)

イ 第3年次生にして、前期に開講する専門基礎科目及び専門教育科目について不合格の成績評価を得た者で、再試験により、第3年次後期に開講する看護学実習科目の履修見込みのある者。ただし、8単位以内(前期の追試験の結果、不合格点を得た授業科目を除く。)とし、本項柱書きの規定にかかわらず再試験は前期末に実施する。

(6) 薬学部の第1年次生から第5年次生にして不合格の成績評価を得た者で、再試験により、進級の見

VI. 諸 規 程

込みのある者（後期の追試験の結果、不合格点を得た者を除く。）

- 第13条 再試験の願出は、前条第1号については、卒業に必要な最小限度の単位数（8単位以内）、同条第2号については、各課程の資格取得に必要な最小限度の単位数（4単位以内）とし、成績発表後所定の期日までに、願書を各学部等の教務担当事務課（室）に提出しなければならない。
- 2 理学部学生の再試験の願出は、前条第3号については、8単位以内とし、成績発表後所定の期日までに願書を教務三課に提出しなければならない。
- 3 医学部医学科学生の再試験の願出は、成績発表後所定の期日までに、願書を医学部事務課に提出しなければならない。
- 4 医学部看護学科学生の再試験の願出は、前条第5号アについては、成績発表後所定の期日までに、同号イについては、別途定める日までに願書を看護学科事務室に提出しなければならない。
- 5 薬学部学生の再試験の願出は、前条第1号については、卒業に必要な最小限度の単位数（8単位以内）、同条第6号については、進級に必要な最小限度の単位数（8単位以内かつ4科目以内）とし、成績発表後所定の期日までに願書を教務三課に提出しなければならない。ただし、同号の第3年次生については、共通教育科目の再試験は行わない。また、専門教育科目については、再試験の結果、上位年次に進級できない者は、その再試験を無効とする。

第14条 再試験の得点は、60点を限度とする。

第15条 再試験の受験料は1単位につき1,000円とする。ただし、医学部医学科の時間制の専門教育科目は、1科目につき4,000円とする。

- 2 いったん納めた受験料は、これを返還しない。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

福岡大学における既修得単位等の取扱いに関する規程

第1条 福岡大学学則（以下「学則」という。）第34条の3第1項又は第34条の4第1項（学則第34条の3第4項又は第34条の4第6項により準用される場合を含む。）により修得したものとみなすことのできる単位及び学則第34条の3の2第1項又は第34条の4第2項（学則第34条の3の2第4項又は第34条の4第6項により準用される場合を含む。）により認定することのできる単位の取扱いについては、学則第34条の3から第34条の4の2までに定めるほか、この規程による。

2 この規程は、学則第33条第2項の規定により授業時間の履修をもって単位の修得に代える授業科目について、これを準用する。

第2条 学則第34条の3の2の規定により、本学において単位を認定することのできる学修は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 大学の専攻科における学修

(2) 高等専門学校課程における学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

(3) 専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第6条別表第三備考第4号の規定により文部科学大臣の認定を受けて大学、短期大学等が行う講習又は公開講座における学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

(5) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の5の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学、短期大学その他の教育機関が行う社会教育主事の講習における学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

(6) 図書館法（昭和25年法律第118号）第6条の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書及び司書補の講習における学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

(7) 学校図書館法（昭和28年法律第185号）第5条第3項の規定により文部科学大臣の委嘱を受けて大学又は短期大学が行う司書教諭の講習における学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

(8) 青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則（平成12年文部省令第25号）又は技能審査の認定に関する規則（昭和42年文部省告示第237号）による文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

(9) アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーション・テスト・サービスが英語の能力を判定するために実施するトフル及びトイック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、教務委員会において大学教育に相当する水準を有すると認められたもの

ア 審査を行うものが国又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定による法人その他の団体であること。

イ 審査の内容が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学の目的に照らし適切なものであること。

ウ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること。

エ 審査の実施方法が、適切かつ公正であること。

2 前項に基づいて当該学修をもって単位を認定する授業科目が共通教育科目である場合については、教授会に先立って、教務委員会の議を経るものとする。

第3条 学則第34条の3第1項又は第34条の3の2第1項（学則第34条の3第4項又は第34条の3の2第4項により準用される場合を含む。）の規定に基づく単位の取扱いを受けようとする者は、各年度にお

いて1月20日までに単位修得申請書（所定書式）に学業成績証明書（高等専門学校、専修学校専門課程等にあつては授業科目等の内容を明記したものを添付すること。）等を添えて、教務部長に提出すべきものとする。ただし、本学との協定等により学生が他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなす場合及び本学との協定等により学生が外国の大学又は短期大学において行った学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定する場合については、この限りではない。

2 学則第34条の4第1項又は第2項（学則第34条の4第6項により準用される場合を含む。）の規定に基づく単位の取扱いを受けようとする者は、入学した年度の4月20日までに単位修得申請書（所定書式）に学業成績証明書（高等専門学校、専修学校専門課程等にあつては授業科目等の内容を明記したものを添付すること。）等を添えて、教務部長に提出すべきものとする。

第4条 教務部長は、学則第34条の3第3項、第34条の3の2第3項及び第34条の4第5項に定める場合（学則第34条の3第4項、第34条の3の2第4項又は第34条の4第6項により準用される場合を含む。）には教務委員会の議を経たうえで、前条に基づく申請書を申請者である学生が所属する学部の教授会に回付するものとする。

第5条 学則第34条の3第1項又は第34条の4第1項（学則第34条の3第4項又は第34条の4第6項により準用される場合を含む。）により単位を修得したものとみなす場合及び学則第34条の3の2第1項又は第34条の4第2項（学則第34条の3の2第4項又は第34条の4第6項により準用される場合を含む。）により単位を認定する場合に、教授会は、本学におけるいずれの授業科目について単位を取得したものとみなし、又は認定するのかを特定しなければならない。ただし、他の大学又は短期大学（以下この条において「他大学等」という。）との協定に基づき、学生が他大学等で開講された授業科目（本学及び他大学等において共同で開講する授業科目を含む。）の修得単位の取扱いについては、この限りでない。

2 前項に基づいて本学におけるいずれの授業科目について単位を修得したものとみなし、又は認定するのかを特定するにあつては、学生が他の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の授業時間数又は学生が行った短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修又はその他別に定める学修（学則第34条の3の2第4項により準用される場合にあつては、本学との協定等により学生が外国の大学又は短期大学において行った学修）の時間数を考慮すべきものとする。

第6条 学科履修規程第5条によって定められた当該年度において履修できる単位数を超えて、学則第34条の3第1項及び第34条の3の2第1項（学則第34条の3第4項又は第34条の3の2第4項により準用される場合を含む。）により単位を修得したものとみなし、又は単位を認定することはできないものとする。

第7条 学則第34条の4第2項（学則第34条の4第6項により準用される場合を含む。）により単位の認定を受けようとする者は、その対象となる学修が学則第34条の4第1項（学則第34条の4第6項により準用される場合を含む。）に規定する本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位として認定されていないことの証明書等を提出しなければならない。

第8条 編入学及び転入学の場合に、学則第34条の4第1項及び第2項（学則第34条の4第6項により準用される場合を含む。）により単位を修得したものとみなし、又は認定することのできる単位数については、教務委員会の申合せによって定めるものとする。

第9条 学則第34条の3第1項又は第34条の4第1項（学則第34条の3第4項又は第34条の4第6項により準用される場合を含む。）により単位を修得したものとみなされた本学における授業科目及び学則第34条の3の2第1項又は第34条の4第2項（学則第34条の3の2第4項又は第34条の4第6項により準用される場合を含む。）により単位を認定された本学における授業科目は、特待生の選考にあつて考慮しない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

福岡大学法学部早期卒業に関する内規

【平成27年度以降入学生適用】

(趣 旨)

第1条 この内規に基づく早期卒業は、福岡大学学則第38条第1項ただし書に基づき、本学法学部に入学して3年間在学した学生が、本学部の卒業要件として定める単位を優秀な成績で修得し、かつ、本学大学院への進学が確定している場合に、在学3年目の年度終了時での卒業を認める制度である。この制度は、成績優秀で意欲のある学生に対して、早期に本学大学院への進学機会を与えることを目的とする。

(早期卒業の認定)

第2条 早期卒業の認定を受けることができる者は、3年間在学し、その終了時において次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本人が早期卒業を希望していること。
- (2) 本学大学院への進学が確定していること。
- (3) 卒業に必要な124単位以上を修得していること。
- (4) 3年間の成績評価の平均点が85点以上又は福岡大学成績考査規程第4条第5項に基づき算出された3年間のGPA評価が3.0以上であること。

2 早期卒業の認定を希望する者は、在学3年目の所定の期間内に願書類を提出し、書類審査及び面接審査を受けなければならない。

3 早期卒業の認定は、法学部教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(早期卒業予定者の承認)

第3条 早期卒業を希望する者は、在学2年目の終了時までの所定の期間内に学長に願い出なければならない。ただし、早期卒業を希望する者が出願した次の年度に休学したときは、当該出願を取り消す。

2 早期卒業を希望する者は、在学2年目の終了時において、次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 在学2年目までの修得単位数が78単位以上であること。
- (2) 在学2年目までの成績評価の平均点が85点以上又は福岡大学成績考査規程第4条第5項に基づき算出された在学2年目までのGPA評価が3.0以上であること。

3 第1項に規定する願い出を行うにあたり、早期卒業を希望する者は、所定の願書類を提出しなければならない。

4 早期卒業を希望する者は、法学部教授会において早期卒業予定者とすることの承認を受けなければならない。

(早期卒業予定者の科目履修)

第4条 早期卒業予定者は、在学3年目において、福岡大学学科履修規程第5条第2項に定める1年間に履修できる単位数(以下「登録上限単位数」という。)を超えて、4年次にのみ配当している科目(以下「4年次科目」という。)を含む48単位を履修することができる。

2 早期卒業予定者は、科目履修にあたって法学部教授会が指名する教員の指導を受けるとともに、修学計画書を提出しなければならない。

(早期卒業の辞退及び早期卒業の要件を満たさない場合の措置)

第5条 早期卒業予定者が早期卒業を辞退する場合、単位の認定を受けていない登録上限単位数を超えた科目の登録を取り消す。

2 法学部教授会が在学3年目の前期終了時において第2条第1項に定める要件を満たすことができないと判断した場合、早期卒業予定を取り消すとともに、単位の認定を受けていない登録上限単位数を超えた科目の登録を取り消す。

3 前2項の規定を適用する場合は、登録科目のうち先に4年次科目の登録を取り消し、次に本人の選択するその他の科目の登録を取り消す。

4 在学3年目の終了時において第2条第1項に定める要件を満たさなかった場合は、在学4年目におい

て、専門教育科目を4単位以上登録しなければならない。

- 5 早期卒業の辞退及び早期卒業の要件を満たさない場合において、早期卒業予定の取消し又は登録科目の取消しをするときは、法学部教授会において承認を受けなければならない。

(早期卒業認定に必要な大学院入学関係書類の提出)

第6条 この内規に基づき、早期卒業の認定を希望する者は、第2条第2項に定める出願書類を学長に提出するにあたり、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 本学大学院への合格を証明する書類
- (2) 本学大学院に必ず入学する旨の本人の誓約書

(休学期間のある者に関する特則)

第7条 休学期間のある者については、第1条中「3年間」とあるのは「3年以上」と、第2条中「3年間」とあるのは「在学3年目の終了する日を含む年度までの期間」と、第3条中「在学2年目」とあるのは「在学2年目の終了する日を含む年度」と、第4条及び第5条中「在学3年目」とあるのは「在学3年目の終了する日を含む年度」と、第5条中「在学4年目」とあるのは「在学4年目の終了する日を含む年度」と読み替えて、各同条の規定を適用する。

附 則

- 1 この内規は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 早期卒業の認定、早期卒業予定者の承認並びに早期卒業の辞退及び早期卒業の要件を満たさない場合の措置に係る規定は、平成26年度以前入学生については、なお従前の例による。

法学部法律学科の法律特修プログラムに関する内規

【令和2年度以降入学生適用】

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 福岡大学学科履修規程第6条の2に規定する法学部法律学科の法律特修プログラム（以下「プログラム」という。）については、この内規に定めるところによる。

(目 的)

第2条 プログラムは、法曹、研究者、公務員、法律系資格の取得等を目指す意欲ある成績優秀な学生を対象に、少人数かつ双方向型の授業科目を提供することにより、法科大学院及び法学系大学院への進学、公務員試験、法律系資格試験等に対応できる法的知識を身に付けること、かつ、社会に生起する諸問題を解決できる法的思考力を有する人材を養成することを目的とする。

(クラスの設置)

第3条 前条の目的を達成するため、プログラムに一般クラス及び法曹連携基礎クラス（以下「法曹クラス」という。）を置く。

2 前項のクラスの履修内容等は、次の各号に掲げるクラスに応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 一般クラス 法曹、研究者、公務員、法律系資格の取得等を目指す学生が、特講科目及び特別演習科目の授業を通じて、憲法、行政法、民法及び刑法を体系的かつ段階的に履修する。

(2) 法曹クラス 法学部における教育及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）第6条第1項に基づき法曹養成連携協定を締結する法科大学院（以下「連携法科大学院」という。）における教育との円滑な接続を図るため、連携法第6条第2項に定める連携法曹基礎課程（法曹コース）として設置し、法科大学院の既修者コースへの進学を目指す学生が、法学部と連携法科大学院の協力の下で編成する教育課程を体系的かつ段階的に履修し、修了者には連携法科大学院の既修者コース入学試験の特別選抜の受験資格が与えられることを内容とする。

3 プログラムの履修者は、法学部法律学科に在籍する学生とし、一般クラス又は法曹クラスのいずれかのクラスにおいて履修しなければならない。

第2章 一般クラス

(履 修)

第4条 一般クラスのプログラムの履修を希望する者は、在学1年目終了時又は在学2年目終了時の所定の期間内にプログラム（一般クラス）履修願を提出しなければならない。

2 一般クラスの履修者の選考は、法学部教授会がこれを行う。

3 前項の選考における基準は、次の各号の出願年次の区分に応じ、原則として当該各号に掲げるいずれかの要件を満たすこととする。

(1) 在学1年目終了時に出願する者

ア 専門教育科目における必修科目の平均点が80点以上

イ 履修した全授業科目（教職課程教育科目を除く。）の平均点が80点以上

(2) 在学2年目終了時に出願する者

ア 第2年次までに履修した専門教育科目の平均点が80点以上

イ 第2年次までに履修した全授業科目（教職課程教育科目を除く。）の平均点が80点以上

(履修の撤回)

第5条 一般クラスの履修者は、2年次又は3年次の後期試験終了後の所定の期間内に届け出ることにより、プログラムの履修を撤回することができる。

(修 了)

第6条 一般クラスの履修者（法曹クラスの履修者のうち、第9条第1項各号に掲げる修了要件を満たすことができなかつた者を含む。）が、福岡大学学則（以下「学則」という。）第34条第2項に定める必要な単位を修得し、かつ、「憲法特講」、「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」、「刑事法特講Ⅰ」、「刑事法特講Ⅱ」、「行政特別演習Ⅰ」、「行政特別演習Ⅱ」の授業科目のうちから5科目以上の単位を修得したときは、法学部教授会の議を経て、プログラムを修了したと認めるものとする。

2 前項の規定により一般クラスのプログラムを修了した者には、法学部長が当該クラスのプログラムの修了証を授与する。

第3章 法曹連携基礎クラス

(履 修)

第7条 法曹クラスのプログラムの履修を希望する者は、在学1年目終了時又は在学2年目終了時の所定の期間内にプログラム（法曹クラス）履修願を提出しなければならない。この場合において、一般クラスを第2希望とすることができる。

2 法曹クラスの定員は、各学年につき10人以内とする。

3 法曹クラスの履修者の選考は、第1項の出願年次の区分に応じ、第4条第3項に定める各要件を満たす者のうちから、成績及び必要に応じて実施する筆記試験又は面接試験の結果に基づき、法学部教授会がこれを行う。

4 前項の選考において不合格となった者が第1項後段の規定により一般クラスを第2希望としていた場合において、第4条第3項に定める各要件を満たし、かつ、法学部教授会が承認したときは、一般クラスを履修する。

(履修の撤回及び一般クラスへの変更)

第8条 法曹クラスの履修者は、2年次又は3年次の後期試験終了後の所定の期間内に届け出ることにより、プログラムの履修の撤回又は一般クラスへの変更を行うことができる。

(修 了)

第9条 法曹クラスの履修者が、学則第34条第2項に定める必要な単位を修得し、かつ、次の各号に掲げる全ての要件を満たしたときは、法学部教授会の議を経て、法曹クラスのプログラムを修了したと認めるものとする。

(1) 「憲法Ⅰ」、「憲法Ⅱ」、「行政法Ⅰ」、「民法入門」、「民法総則」、「債権法Ⅰ」、「債権法Ⅱ」、「債権法Ⅲ」、「物権法Ⅰ」、「物権法Ⅱ」、「親族法」、「相続法」、「刑法Ⅰ」、「刑法Ⅱ」、「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「憲法特講」、「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」、「刑事法特講Ⅰ」、「刑事法特講Ⅱ」、「行政特別演習Ⅰ」の全ての単位を修得すること。

(2) 「憲法Ⅲ」、「会社法Ⅰ」、「会社法Ⅱ」、「商法総則」、「商行為法」、「経済法」、「労働法」、「消費者法」、「演習Ⅰ」のうちから6単位以上を修得すること。

(3) 「行政法Ⅱ」、「刑事訴訟法」、「知的財産法」、「民事執行・保全法」、「倒産処理法」、「不動産登記法」、「商業登記法」、「国際私法」、「演習Ⅱ」、「演習Ⅱ a」、「演習Ⅱ b」、「行政特別演習Ⅱ」のうちから6単位以上を修得すること。

(4) 「民事訴訟法Ⅰ」、「民事訴訟法Ⅱ」、「憲法特講」、「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」、「刑事法特講Ⅰ」、「刑事法特講Ⅱ」、「行政特別演習Ⅰ」の全科目の評点の平均が90点以上であること。

2 前項の規定により法曹クラスのプログラムを修了した者には、法学部長が当該クラスのプログラムの修了証を授与する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

法学部法律学科の法律特修プログラムに関する内規

【令和元年度以前入学生適用】

(趣 旨)

第1条 福岡大学学科履修規程第6条の2に規定する法学部法律学科の法律特修プログラム（以下「プログラム」という。）については、この内規に定めるところによる。

(目 的)

第2条 プログラムは、法曹、研究者、上級職公務員、法律系資格の取得等を目指す意欲ある成績優秀な学生を対象に、少人数かつ双方向型の授業科目を提供することにより、法科大学院及び法学系大学院への進学、公務員試験、法律系資格試験等に対応できる法的知識を身に付けること、かつ、社会に生起する諸問題を解決できる法的思考力を有する人材を養成することを目的とする。

(履 修)

第3条 プログラムを履修することができる者は、法学部法律学科に在籍する学生とする。

2 プログラムの履修を希望する者は、在学1年目終了時又は在学2年目終了時の所定の期間内にプログラム履修願を提出しなければならない。

3 プログラムの履修者の選考は、法学部教授会がこれを行う。

4 前項の選考における基準は、次の各号の出願年次の区分に応じ、原則として当該各号に掲げるいずれかを満たすこととする。

(1) 在学1年目終了時に出願する者

ア 専門教育科目における必修科目の平均点が80点以上

イ 履修した全授業科目（教職課程教育科目を除く。）の平均点が80点以上

(2) 在学2年目終了時に出願する者

ア 第2年次までに履修した専門教育科目の平均点が80点以上

イ 第2年次までに履修した全授業科目（教職課程教育科目を除く。）の平均点が80点以上

(履修の撤回)

第4条 プログラムの履修者は、2年次又は3年次の後期試験終了後の所定の期間内に届け出ることであり、プログラムの履修を撤回することができる。

(修 了)

第5条 プログラムの履修者が、学則第34条第2項に定める必要な単位を修得し、かつ、次の各号に掲げるいずれかを満たしたときは、法学部教授会の議を経て、プログラムを修了したと認めるものとする。

(1) 「憲法特講」、「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」、「刑事法特講Ⅰ」、「刑事法特講Ⅱ」を全て修得すること。

(2) 前号に掲げる授業科目のうちから5科目を修得し、かつ、「債権各論」、「物権法」、「刑法Ⅰ」、「会社法」、「民事訴訟法」、「刑事訴訟法」のうちから2科目以上を修得すること。

2 前項の規定によりプログラムを修了した者には、法学部長がプログラムの修了証を授与する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

法学部経営法学科の企業法務特修プログラムに関する内規

【令和2年度以降入学生適用】

(趣 旨)

第1条 福岡大学学科履修規程第6条の2に規定する法学部経営法学科の企業法務特修プログラム（以下「プログラム」という。）については、この内規に定めるところによる。

(目 的)

第2条 プログラムは、意欲ある成績優秀な学生を対象に、少人数かつ双方向型の授業科目を提供するとともに、企業法及び隣接法分野に関する授業科目の体系的な履修を促すことにより、企業法務に必要な知識及び法的思考力を身に付けること、かつ、産業界のリーダーとなる人材を養成することを目的とする。

(履 修)

第3条 プログラムを履修することができる者は、法学部経営法学科に在籍する学生とする。

2 プログラムの履修を希望する者は、在学1年目終了時又は在学2年目終了時の所定の期間内にプログラム履修願を提出しなければならない。

3 プログラムの履修者の選考は、法学部教授会がこれを行う。

4 前項の選考における基準は、次の各号の出願年次の区分に応じ、原則として当該各号に掲げるいずれかの要件を満たすこととする。

(1) 在学1年目終了時に出願する者

ア 専門教育科目における必修科目の平均点が80点以上

イ 履修した全授業科目（教職課程教育科目を除く。）の平均点が80点以上

(2) 在学2年目終了時に出願する

ア 第2年次までに履修した専門教育科目の平均点が80点以上

イ 第2年次までに履修した全授業科目（教職課程教育科目を除く。）の平均点が80点以上

(履修の撤回)

第4条 プログラムの履修者は、2年次又は3年次の後期試験終了後の所定の期間内に届け出ることにより、プログラムの履修を撤回することができる。

(修 了)

第5条 プログラムの履修者が、福岡大学学則第34条第2項に定める必要な単位を修得し、かつ、次の各号に掲げる全ての要件を満たしたときは、法学部教授会の議を経て、プログラムを修了したと認めるものとする。

(1) 「会社法Ⅰ」、「会社法Ⅱ」、「企業法務特別演習」の単位を全て修得すること。

(2) 「企業法総論」、「企業取引法」、「企業金融法」、「企業取引決済法」、「金融商品取引法」のうちから6単位以上を修得すること。

(3) 「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」のうちから4単位以上を修得すること。

(4) 「経済法」、「労働法」、「消費者法」、「知的財産法」、「商業登記法」、「税法ⅡA」、「税法ⅡB」のうちから4単位以上を修得すること。

2 前項の規定によりプログラムを修了した者には、法学部長が当該プログラムの修了証を授与する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

法学部経営法学科の企業法務特修プログラムに関する内規

【令和元年度以前入学生適用】

(趣 旨)

第1条 福岡大学学科履修規程第6条の2に規定する法学部経営法学科の企業法務特修プログラム（以下「プログラム」という。）については、この内規に定めるところによる。

(目 的)

第2条 プログラムは、意欲ある成績優秀な学生を対象に、少人数かつ双方向型の授業科目を提供するとともに、企業法及び隣接法分野に関する授業科目の体系的な履修を促すことにより、企業法務に必要な知識及び法的思考力を身に付けること、かつ、産業界のリーダーとなる人材を養成することを目的とする。

(履 修)

第3条 プログラムを履修することができる者は、法学部経営法学科に在籍する学生とする。

2 プログラムの履修を希望する者は、在学1年目終了時又は在学2年目終了時の所定の期間内にプログラム履修願を提出しなければならない。

3 プログラムの履修者の選考は、法学部教授会がこれを行う。

4 前項の選考における基準は、次の各号の出願年次の区分に応じ、原則として当該各号に掲げるいずれかを満たすこととする。

(1) 在学1年目終了時に出願する者

ア 専門教育科目における必修科目の平均点が80点以上

イ 履修した全授業科目（教職課程教育科目を除く。）の平均点が80点以上

(2) 在学2年目終了時に出願する者

ア 第2年次までに履修した専門教育科目の平均点が80点以上

イ 第2年次までに履修した全授業科目（教職課程教育科目を除く。）の平均点が80点以上

(履修の撤回)

第4条 プログラムの履修者は、2年次又は3年次の後期試験終了後の所定の期間内に届け出ることであり、プログラムの履修を撤回することができる。

(修 了)

第5条 プログラムの履修者が、学則第34条第2項に定める必要な単位を修得し、かつ、次の各号に掲げる全てを満たしたときは、法学部教授会の議を経て、プログラムを修了したと認めるものとする。

(1) 「会社法」、「企業法総論」、「企業取引法」、「企業法務特別演習」を全て修得すること。

(2) 「企業金融法」、「企業取引決済法」、「金融商品取引法」のうちから2科目以上を修得すること。

(3) 「民法特講Ⅰ」、「民法特講Ⅱ」、「民法特講Ⅲ」のうちから1科目以上を修得すること。

(4) 「経済法」、「労働法」、「知的財産法」、「税法Ⅰ」、「税法Ⅱ」のうちから1科目以上を修得すること。

2 前項の規定によりプログラムを修了した者には、法学部長がプログラムの修了証を授与する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

福岡大学法学部における法科大学院の授業科目早期履修制度に関する申合せ

1 趣 旨

本学の法学部の学生のうち、福岡大学学則第38条第1項ただし書に定める者(以下「早期卒業予定者」という。)又は4年次以上の卒業見込者で、本学法曹実務研究科法務専攻専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)へ進学を希望する者は、法学部長及び法科大学院長の許可を得て、法科大学院の授業科目を履修することができる。

2 目 的

- (1) この制度は、法科大学院への進学を奨励するものである。
- (2) 法学部3年次又は4年次から法科大学院授業科目を履修することによって、法科大学院進学希望者に目的意識と計画性を持たせ、あわせて、専門性を備えた法曹の養成を図る。
- (3) 法学部3年次又は4年次在学中に修得した法科大学院授業科目について、法科大学院に入学後、当該授業科目の単位を法科大学院の修了要件単位として認定することにより、ゆとりのある学習時間を確保する。

3 履修資格

法科大学院授業科目を履修することができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 法科大学院へ進学を希望する者
- (2) 早期卒業予定者又は本学法学部4年次以上の卒業見込者

4 法科大学院授業科目の履修、成績及び単位認定等の取扱い

- (1) 履修できる法科大学院授業科目は、法科大学院が指定する授業科目に限る。
- (2) 法科大学院が指定する授業科目数は任意とし、非常勤講師が担当する授業科目も指定することができる。
- (3) 法科大学院授業科目の履修を希望する学生は、法科大学院授業科目履修願により、所定の期間内に履修登録手続きをしなければならない。
- (4) 学生が履修することのできる授業科目は、法科大学院授業科目の履修要項によって周知し、その講義内容は、シラバスに掲載する。
- (5) 履修する法科大学院授業科目の単位数は、福岡大学学科履修規程第5条第2項に定める年間の履修単位数に含めないものとする。また、履修できる法科大学院授業科目の単位数は、30単位を限度とする。
- (6) 法科大学院授業科目の受講料は、徴収しない。
- (7) 履修する法科大学院授業科目の成績評価は、担当教員が授業シラバスで示す評価の方法によって行う。
- (8) 法科大学院授業科目の成績は、学部学生としての成績表に記載するが、学部卒業要件としての単位数には算入しない。
- (9) 学生が法科大学院入学後、学部学生として履修した法科大学院授業科目を法科大学院の修了要件単位として認定申請した場合は、前号の成績に基づき、認定する。修了要件単位としての認定申請に期間の制限は設けないが、カリキュラム変更等により単位認定ができないと判断される場合は、認定しない。
- (10) 学生が前号の申請を行わないで、法科大学院入学後にすでに履修した法科大学院授業科目を重複履修することを妨げない。

5 実 施 日

この申合せは、平成31年4月1日から実施する。

福岡大学における単位互換等の取扱いに関する規程

(趣 旨)

第1条 福岡大学学則（以下「学則」という。）第34条の3に基づき、本学が他の大学又は短期大学（以下「他大学等」という。）との協定により、本学及び他大学等で開講し、履修ができると認められた授業科目（本学及び他大学等において共同で開講する授業科目を含む。以下「単位互換科目等」という。）を履修し、修得した単位を学生が所属する本学の学部及び他大学等において認定する単位互換の取扱い、並びに学則第53条に定める特別聴講学生の取扱いその他必要な事項について、別に定めある場合を除き、この規程による。

(定 義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定める。

- (1) 単位互換科目履修生とは、本学に在籍する2年次以上の学部学生で、単位互換科目等の履修を志願し、他大学等においてその履修が許可された者をいう。
- (2) 特別聴講学生とは、他大学等に在籍する学生で、本学における単位互換科目等の履修を志願し、本学がその履修を許可した者をいう。

(他大学等における単位互換科目等の決定)

第3条 単位互換科目履修生が受講できる単位互換科目等は、教務委員会が適当と認める授業科目とする。

- 2 前項の授業科目が単位互換科目履修生が所属する学部において共通教育科目以外の科目である場合は、当該学部教授会で審議し、所定の時期までに単位互換科目等として決定するものとする。
- 3 第1項の授業科目が単位互換科目履修生が所属する学部において共通教育科目である場合は、当該学部教授会のほか、教務委員会においても審議し、所定の時期までに単位互換科目等として決定するものとする。

(履修登録単位数)

第4条 単位互換科目履修生の履修登録単位数については、各年度8単位以内、合計20単位（共通教育科目8単位、共通教育科目以外の科目12単位）以内を限度とし、別に定める。

- 2 前項の履修登録単位数は、1年間に履修する単位数に含めるものとする。

(手 続)

第5条 単位互換科目履修生として単位互換科目等の履修を志願する学生は、所定の期日までに科目履修願を教務部長に提出しなければならない。

(許 可)

第6条 教務部長は、前条の学生を他大学等に通知し、履修の許可を得なければならない。

- 2 学長は、他大学等から履修を許可された学生を単位互換科目履修生として許可する。

(履修の時期及び期間)

第7条 単位互換科目履修生として履修する時期及び期間は、協定で定めた時期及び期間とする。

(授 業 料)

第8条 単位互換科目履修生は協定に基づき、他大学等における授業料を免除する。

(単位の認定)

第9条 単位互換科目履修生が履修した単位互換科目等の単位については、教務委員会の議を経て、当該学部教授会で認定する。

- 2 前項の認定は、前期集中講義科目及び前期完結科目については後期に、後期集中講義科目、後期完結科目及び通年科目については翌年度の前期に行う。ただし、卒業する学期において履修した科目の単位は認定しない。
- 3 単位互換科目履修生が履修できる単位互換科目等の認定を実施する学部、学科その他必要な事項については、別に定める。

(単位互換科目履修生の責務)

第10条 単位互換科目履修生は、この規程のほか、履修が許可された他大学等の諸規則を遵守しなければならない。

ならない。

(履修許可の取消)

第11条 学長は、単位互換科目履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、他大学等と協議した上で、教授会の議を経てその許可を取り消すことができる。

(1) 成績不振等で成業の見込みがないと認められるとき。

(2) 単位互換科目履修生としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(受入の時期)

第12条 特別聴講学生として受入れる時期及び期間は、協定で定めた学期又は学年の始めとする。

(本学における単位互換科目等の決定)

第13条 特別聴講学生が受講できる単位互換科目等は、これを開講する学部の教授会で審議し、所定の時期までに単位互換科目等として決定した科目とする。ただし、本学における共通教育科目を単位互換科目等とする場合は、教務委員会において審議し、決定する。

2 前項の単位互換科目等は、原則として講義科目に限るものとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(受入の手続)

第14条 特別聴講学生として単位互換科目等の履修を志願する学生は、所定の期日までに在籍する他大学等を通じて所定の事項を記載した書類を教務部長に提出しなければならない。

(受講の許可)

第15条 前条の学生については、受講を希望する単位互換科目等の担当者及び開講する学部の教授会が了承し、本学の教育に支障のない範囲において、学長が特別聴講学生として許可し、学生が在籍する他大学等へ通知する。

(成績評価)

第16条 特別聴講学生の成績評価は、福岡大学の成績考査規程の定めるところにより行う。

(選考料等)

第17条 特別聴講学生は協定に基づき、本学における選考料及び授業料を免除する。ただし、本学の定めるところにより、教材費その他必要な費用は徴収することができる。

(特別聴講学生証)

第18条 特別聴講学生には、特別聴講学生証を交付する。

2 特別聴講学生が登校するときは、特別聴講学生証を常に携帯しなければならない。

(取 消)

第19条 特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、履修の許可を取り消す。

(1) 他大学等に在籍しなくなったとき。

(2) 本学の学則等に違反したとき。

(規程の準用)

第20条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生の取扱いについて必要な場合は、学則その他学内規程を準用する。

(そ の 他)

第21条 この規程に定めのない事項については、本学と他大学等との協定に基づき協議する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

単位互換科目等の単位の認定を実施する学部・学科その他必要事項

1 福岡大学における単位互換等の取扱いに関する規程第4条及び第9条第3項に基づき、次の表を定める。

学部・学科		履修上限単位数		認定科目区分	
		年間	在学期間計		
人文学部	文化学科	8	20	共通教育科目	関連教育科目
	歴史学科				
	日本語日本文学科				
	教育・臨床心理学科				
	英語学科				
	ドイツ語学科				
	フランス語学科				
東アジア地域言語学科					
法学部	法律学科	8	8	共通教育科目	
	経営法学科				
経済学部	経済学科	8	20	共通教育科目	関連教育科目
	産業経済学科				
商学部	商学科	8	20	共通教育科目	関連教育科目
	経営学科				
	貿易学科				
商学部第二部	商学科	8	20	共通教育科目	関連教育科目
理学部	応用数学科	8	8	共通教育科目	関連教育科目 (物理科学コース)
	物理科学科	8	20	共通教育科目	
	化学科	8	8	共通教育科目	
	地球圏科学科				
工学部	機械工学科	8	8	共通教育科目	
	電気工学科				
	電子情報工学科				
	化学システム工学科				
	社会デザイン工学科				
	建築学科				
医学部	医学科	8	8	共通教育科目	
	看護学科				
薬学部	薬学科	8	8	共通教育科目	
スポーツ科学部	スポーツ科学科	8	8	共通教育科目	
	健康運動科学科				

(注) 履修登録単位数は、各年度8単位以内、在学期間通算で20単位(共通教育科目8単位、共通教育科目以外の科目12単位)以内を限度とする。

2 単位互換科目等は、教職課程科目(教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目、教科に関する科目、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目、養護に関する科目、養護又は教職に関する科目)として履修登録等を行うことはできない。

また、博物館学芸員課程科目、社会教育主事課程科目及び日本語教員課程科目並びに資格取得に係る科目についても同様とする。

福岡大学転部・転科に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、福岡大学学則第23条の2第3項の規定に基づき、転部・転科に関して必要な事項を定める。

(転部・転科年次及び在学期間)

第2条 転部・転科は、原則として当該学部の第2年次又は第3年次として許可し、その時期は学年の始めとする。

2 転部・転科をした学生の在学期間は、本学入学後、原則として通算8年を超えることはできない。ただし、医学部医学科及び薬学部については、原則として通算12年を超えることはできない。

(選 考)

第3条 転部・転科は、選考の上、決定する。

2 選考の方法は、別に定める。

(志願手続)

第4条 転部・転科を志願する者は、所定の期日までに必要な書類を学長に提出しなければならない。

(合否判定及び単位認定)

第5条 選考試験の合否の判定及び既に修得した授業科目の単位の認定は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

(許 可)

第6条 選考試験に合格した者は、別に定める納付金を予定の期日までに納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に転部・転科を許可する。

3 転部・転科を許可された者の授業料等納入金は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

福岡大学授業料その他諸納入金規程

第1条 福岡大学（以下「本学」という。）の学生から徴収する授業料等納入金及び受講料並びに本学の科目等履修生及び研究生から徴収する受講料等については、特に定めがある場合を除き、この規程による。

第2条 授業料等納入金の額は、福岡大学学則又は福岡大学大学院学則の定めるところによる。

2 前項の授業料等納入金の納入は、分割して行うものとし、納入期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、第1期分納入時に全納することを妨げない。

(1) 第1期分 毎年5月31日まで（新入生は、別に定める。）

(2) 第2期分 毎年10月31日まで

第3条 教職課程科目、博物館学芸員課程科目、社会教育主事課程科目、日本語教員課程科目であって、その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない授業科目の受講料は、福岡大学学則又は福岡大学大学院学則の定めるところによりこれを徴収する。

2 科目等履修生及び研究生の受講料等は、福岡大学学則又は福岡大学大学院学則の定めるところによりこれを徴収する。

3 実習又は研修など特別の費用を必要とする授業科目などの実習・研修費等は、別表第1の定めるところによりこれを徴収する。

第4条 学生が退学届を受受理され、又は退学を命じられたときは、その納期分の授業料等納入金について、これを徴収する。

2 停学を命ぜられたときは、停学中の授業料等納入金について、これを徴収する。

第5条 休学する場合は、別表第2に定めるところにより在籍料を徴収する。ただし、学長が特に必要と認めるときは、減額することがある。

2 前項ただし書に規定する在籍料の減額は、別に定めるところにより、所定の手続を経て、学長がこれを決定する。

3 休学する場合の授業料及び教育充実費については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 通年休学の場合は、授業料及び教育充実費の全額を徴収しない。

(2) 前期又は後期のみ休学の場合は、授業料及び教育充実費の年額の2分の1を徴収することとし、過納の場合は、その額を返還する。

(削 除)

第6条 前条に定めるもののほか、休学が学資の負担者の罹患、罹災その他やむを得ない事情による学資の調達困難を理由とするときは、在籍料、授業料及び教育充実費の額を減免することができる。

2 前項の減免を受けようとする者は、必要な証明書等を添えて、所定の減免願を学生課に提出しなければならない。

3 第1項の減免の許否は、学生部委員会の議を経て学長がこれを決定する。

第7条 再入学の場合は、再入学年度の入学金を納入しなければならない。

第8条 除籍を受けた者が再入学を願い出るときは、除籍を受けた納期分の授業料等納入金等で未払いの分はこれを納入しなければならない。

第9条 学生が他の学部への転部、他の学科への転科又は他の研究科への転研究科により異動する場合の授業料等納入金については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 入学金は、入学年度における異動先の学部、学科又は研究科の当該金額から入学時の学部、学科又は研究科の当該金額を減じた額を徴収する。ただし、過納の場合は、これを返還しない。

(2) 授業料及び教育充実費は、入学年度における異動先の学部、学科又は研究科の当該金額を徴収する。

第10条 諸証明書の発行を受ける者は、領収書を各所管課（室）に提出しなければならない。

第11条 諸証明書の発行手数料等は、別表第3の定めるところによりこれを徴収する。

2 追試験、再試験及び補助試験の手数料は、別表第4の定めるところによりこれを徴収する。

第12条 授業料等納入金、受講料、在籍料、手数料等の金額及び納入期日は、経済情勢その他の変動により改めることがある。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

VI. 諸規程

別表第1 実習・研修費等（第3条第3項）

種 別	金 額 (単位 円)	納 期
海 外 研 修 費	実 費	指 定 期 間 内
学 外 実 習 費	実 費	
病 院 実 習 費	40,000	
教育実習費・養護実習費	実 費	
博 物 館 実 習 費	6,000	
社 会 教 育 実 習 費	6,000	
介 護 等 体 験 費	10,000	
考 古 学 実 習 費	30,000	
臨 床 心 理 学 実 習 費	30,000	

別表第2 在籍料（第5条第1項）

(単位 円)

学 部	区 分	通年休学	前期又は後期休学
人 文 学 部		240,000	120,000
法 学 部			
経 済 学 部			
商 学 部 第 二 部		60,000	30,000
理 学 部		360,000	180,000
工 学 部			
医 学 部	医 学 科	1,200,000	600,000
	看 護 学 科	360,000	180,000
薬 学 部		480,000	240,000
ス ポ ー ツ 科 学 部		300,000	150,000

令和6年度 学費等納入金表

人文・法・経済・商学部

納入期限	第1期	5月27日
	第2期	10月27日

- (注) 1. 金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
 2. 新入生の第1期分は、入学時に納入していただきます。
 (単位 円)

学費等納入金一覧表

区分	合計	学生納付金			委託徴収金						小計		
		入学金	授業料	教充費	育費	小計	父後援会費	有信会費	学友会入会金	学友会費		学生健康保険 互助組合入会金	学生健康保険 互助組合費
6年度 入学 (1年)	1,126,710	190,000	730,000	180,000	1,100,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
	671,710	190,000	365,000	90,000	645,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
5年度 入学 (2年)	935,610		730,000	180,000	910,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	480,610		365,000	90,000	455,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
4年度 入学 (3年)	935,610		730,000	180,000	910,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	480,610		365,000	90,000	455,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
3年度 入学 (4年)	936,110		730,000	180,000	910,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
	481,110		365,000	90,000	455,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
6年度 編・転 学士入学 (3年)	1,135,210	190,000	730,000	180,000	1,100,000	8,500	15,000	1,000	5,610	100	3,000	2,000	35,210
	680,210	190,000	365,000	90,000	645,000	8,500	15,000	1,000	5,610	100	3,000	2,000	35,210
5年度 編・転 学士入学 (4年)	944,610		730,000	180,000	910,000	8,500	15,000		5,610		3,000	2,500	34,610
	489,610		365,000	90,000	455,000	8,500	15,000		5,610		3,000	2,500	34,610

1. 学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。
2. 5年次生以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口にて照会して下さい。
3. 転部および学士入学（本学卒）の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口にて照会して下さい。

令和6年度 学費等納入金表

納入	第1期	5月27日
期限	第2期	10月27日

- (注) 1. 金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
 2. 新入生の第1期分は、入学時に納入していただきます。
 (単位 円)

商学部第二部

区分	合計	学生納付金			委託徴収金						小計	
		入学金	授業料	教充費	父後援会費	有信会費	学友会入会金	学友会費	学生健康保険 互助組合入会金	学生健康保険 互助組合費		卒業記念 アルバム代
6年度 入学 (1年)	472,370	60,000	310,000	80,000	7,500	7,500	300	2,970	100	3,000	1,000	22,370
	277,370	60,000	155,000	40,000	7,500	7,500	300	2,970	100	3,000	1,000	22,370
5年度 入学 (2年)	411,970		310,000	80,000	7,500	7,500		2,970		3,000	1,000	21,970
	216,970		155,000	40,000	7,500	7,500		2,970		3,000	1,000	21,970
4年度 入学 (3年)	411,970		310,000	80,000	7,500	7,500		2,970		3,000	1,000	21,970
	216,970		155,000	40,000	7,500	7,500		2,970		3,000	1,000	21,970
3年度 入学 (4年)	412,470		310,000	80,000	7,500	7,500		2,970		3,000	1,500	22,470
	217,470		155,000	40,000	7,500	7,500		2,970		3,000	1,500	22,470
6年度 編・転 学士入学 (3年)	480,870	60,000	310,000	80,000	7,500	15,000	300	2,970	100	3,000	2,000	30,870
	285,870	60,000	155,000	40,000	7,500	15,000	300	2,970	100	3,000	2,000	30,870
5年度 編・転 学士入学 (4年)	420,970		310,000	80,000	7,500	15,000		2,970		3,000	2,500	30,970
	225,970		155,000	40,000	7,500	15,000		2,970		3,000	2,500	30,970

1. 学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。
2. 5年次生以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口にて照会して下さい。
3. 転部および学士入学（本学卒）の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口にて照会して下さい。

令和6年度 学費等納入金表

納入	第1期	5月27日
期限	第2期	10月27日

(注) 1. 金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
 2. 新入生の第1期分は、入学時に納入していただきます。
 (単位 円)

理・工学部

区分	合計	学生納付金			委託徴収金						小計		
		入学金	授業料	教育充実費	小計	父後援会費	有信会費	学友会入会金	学友会費	学生健康保険互助組合入会金		学生健康保険互助組合費	卒業記念アルバム代
6年度入学(1年)	年額	240,000	1,000,000	380,000	1,620,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
	第1期	240,000	500,000	190,000	930,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
5年度入学(2年)	年額		1,000,000	380,000	1,380,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第1期		500,000	190,000	690,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
4年度入学(3年)	年額		1,000,000	380,000	1,380,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第1期		500,000	190,000	690,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
3年度入学(4年)	年額		1,000,000	380,000	1,380,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
	第1期		500,000	190,000	690,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
6年度編入・転入学(3年)	年額	240,000	1,000,000	380,000	1,620,000	8,500	15,000	1,000	5,610	100	3,000	2,000	35,210
	第1期	240,000	500,000	190,000	930,000	8,500	15,000	1,000	5,610	100	3,000	2,000	35,210
5年度編入・転入学(4年)	年額		1,000,000	380,000	1,380,000	8,500	15,000		5,610		3,000	2,500	34,610
	第1期		500,000	190,000	690,000	8,500	15,000		5,610		3,000	2,500	34,610

1. 学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。
 2. 5年次生以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口にて照会して下さい。
 3. 転部および学士入学(本学卒)の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口にて照会して下さい。

令和6年度 学費等納入金表

納入	第1期	5月27日
期限	第2期	10月27日

- (注) 1. 金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
 2. 新入生の第1期分は、入学時に納入していただきます。
 (単位 円)

医学部医学科

区分	合計	学生納付金				委託徴収金						小計	
		入学金	特別教育 充実費	授業料	教育 充実費	小計	父 母 後援会費	有 信 会 費	学 友 会 入 会 金	学 友 会 費	学 生 健 康 保 険 互 助 組 合 入 会 金		学 生 健 康 保 険 互 助 組 合 費
6年度 入学 (1年)	年額	1,000,000	3,000,000	3,912,000	688,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
	第1期	1,000,000	3,000,000	1,956,000	344,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
5年度 入学 (2年)	年額		3,000,000	3,912,000	688,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第1期		3,000,000	1,956,000	344,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
4年度 入学 (3年)	年額		3,000,000	3,912,000	688,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第1期		3,000,000	1,956,000	344,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
3年度 入学 (4年)	年額			3,912,000	688,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
	第1期			1,956,000	344,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
2年度 入学 (5年)	年額			3,912,000	688,000	8,500	7,500		5,610		3,000		17,110
	第1期			1,956,000	344,000	8,500	7,500		5,610		3,000		17,110
元年度 入学 (6年)	年額			3,912,000	688,000	8,500	7,500		5,610		3,000		17,110
	第1期			1,956,000	344,000	8,500	7,500		5,610		3,000		17,110

1. 学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。
 2. 7年次生以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口にて照会して下さい。

令和6年度 学費等納入金表

納入期限	第1期	5月27日
納入期限	第2期	10月27日

- (注) 1. 金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
 2. 新入生の第1期分は、入学時に納入していただきます。
 (単位 円)

医学部看護学科

区分	合計	学生納付金			委託徴収金						小計		
		入学金	授業料	教育充実費	小計	父後援会費	有信会費	学友会入会金	学友会費	学生健康保険互助組合入会金		学生健康保険互助組合費	卒業記念アルバム代
6年度 入学 (1年)	年額	270,000	1,040,000	470,000	1,780,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
	第1期	270,000	520,000	235,000	1,025,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
5年度 入学 (2年)	年額		1,040,000	470,000	1,510,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第1期		520,000	235,000	755,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
4年度 入学 (3年)	年額		1,040,000	470,000	1,510,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第1期		520,000	235,000	755,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
3年度 入学 (4年)	年額		1,040,000	470,000	1,510,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
	第1期		520,000	235,000	755,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110

1. 学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。
 2. 5年次生以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口にて照会して下さい。

令和6年度 学費等納入金表

納入	第1期	5月27日
期限	第2期	10月27日

- (注) 1. 金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
 2. 新入生の第1期分は、入学時に納入していただきます。
 (単位 円)

薬学部

区分	合計	学生納付金			委託徴収金						小計	
		入学金	授業料	教育充実費	父後援会費	有信会費	学友会入会金	学友会費	学生健康保険互助組合入会金	学生健康保険互助組合費		卒業記念アルバム代
6年度 入学 (1年)	年額	400,000	1,350,000	290,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
	第1期	400,000	675,000	145,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
5年度 入学 (2年)	年額		1,350,000	720,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第1期		675,000	360,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
4年度 入学 (3年)	年額		1,350,000	720,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	第1期		675,000	360,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
3年度 入学 (4年)	年額		1,350,000	720,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
	第1期		675,000	360,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
2年度 入学 (5年)	年額		1,350,000	720,000	8,500			5,610		3,000		17,110
	第1期		675,000	360,000	8,500			5,610		3,000		17,110
元年度 入学 (6年)	年額		1,350,000	720,000	8,500			5,610		3,000		17,110
	第1期		675,000	360,000	8,500			5,610		3,000		17,110
	第2期		675,000	360,000								

1. 学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。
2. 7年次以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口で照会して下さい。
3. 転部および学士入学（本学卒）の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口で照会して下さい。

令和6年度 学費等納入金表

納入期限	第1期	5月27日
	第2期	10月27日

(注) 1. 金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。
 2. 新入生の第1期分は、入学時に納入していただきます。
 (単位 円)

スポーツ科学部

区分	合計	学生納付金			委託徴収金						小計	
		入学金	授業料	教育充実費	父後援会費	有信会費	学友会入会金	学友会費	学生健康保険互助組合入会金	学生健康保険互助組合費		卒業記念アルバム代
6年度入学(1年)	1,476,710	300,000	800,000	350,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
	901,710	300,000	400,000	175,000	8,500	7,500	1,000	5,610	100	3,000	1,000	26,710
5年度入学(2年)	1,175,610		800,000	350,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	600,610		400,000	175,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
4年度入学(3年)	1,175,610		800,000	350,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
	600,610		400,000	175,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,000	25,610
3年度入学(4年)	1,176,110		800,000	350,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
	601,110		400,000	175,000	8,500	7,500		5,610		3,000	1,500	26,110
6年度編・転学士入学(3年)	1,485,210	300,000	800,000	350,000	8,500	15,000	1,000	5,610	100	3,000	2,000	35,210
	910,210	300,000	400,000	175,000	8,500	15,000	1,000	5,610	100	3,000	2,000	35,210
5年度編・転学士入学(4年)	1,184,610		800,000	350,000	8,500	15,000		5,610		3,000	2,500	34,610
	609,610		400,000	175,000	8,500	15,000		5,610		3,000	2,500	34,610

1. 学友会費には、学生手帳代210円が含まれています。
 2. 5年次生以上の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口にて照会して下さい。
 3. 転部および学士入学(本学卒)の学費は、本表に掲げていないので会計課窓口にて照会して下さい。